

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月26日

【事業年度】 第35期（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

【会社名】 株式会社ハピネス・アンド・ディ

【英訳名】 Happiness and D Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前原 聡

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座一丁目16番1号 東貨ビル4階

【電話番号】 03(3562)7521(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 丸山 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座一丁目16番1号 東貨ビル4階

【電話番号】 03(3562)7521(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 丸山 誠

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2021年 8 月	2022年 8 月	2023年 8 月	2024年 8 月	2025年 8 月
売上高 (千円)	-	-	12,742,594	10,780,967	8,841,449
経常損失 () (千円)	-	-	243,762	186,916	435,620
親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	-	-	668,051	459,062	808,614
包括利益 (千円)	-	-	667,813	451,396	794,385
純資産額 (千円)	-	-	1,503,472	1,015,650	198,928
総資産額 (千円)	-	-	9,093,801	7,052,086	5,650,695
1株当たり純資産額 (円)	-	-	572.01	381.89	60.96
1株当たり当期純損失 () (円)	-	-	263.44	180.39	317.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	15.9	13.7	2.7
自己資本利益率 (%)	-	-	45.9	37.8	143.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	33,749	756,677	170,407
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	53,578	41,832	113,388
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	360,955	1,670,858	348,726
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	-	1,937,234	981,220	689,512
従業員数 (人)	-	-	392	359	316
[外、平均臨時雇用者数]	[-]	[-]	[98]	[74]	[67]

(注) 1. 第33期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 第33期、第34期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

3. 第33期より連結財務諸表を作成しているため、第33期の自己資本利益率は、期末自己資本に基づいて計算しております。

4. 第33期、第34期及び第35期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載していません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は総労働時間を1人1日8時間で換算し、[]に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2021年 8 月	2022年 8 月	2023年 8 月	2024年 8 月	2025年 8 月
売上高 (千円)	18,311,710	13,608,915	12,359,060	10,232,154	8,408,912
経常利益又は経常損失 () (千円)	78,727	191,384	289,235	260,796	366,925
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	124,446	89,866	683,955	496,167	818,013
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	339,054	343,785	348,699	348,699	352,284
発行済株式総数 (株)	2,560,600	2,571,100	2,581,600	2,581,600	2,591,600
純資産額 (千円)	2,174,743	2,214,842	1,487,569	962,641	136,520
総資産額 (千円)	10,130,786	9,258,813	8,907,241	6,836,146	5,360,995
1株当たり純資産額 (円)	824.75	846.98	565.76	361.04	36.44
1株当たり配当額 (円)	15.0	15.0	15.0	15.0	7.5
(1株当たり中間配当額)	(8.5)	(7.5)	(7.5)	(7.5)	(7.5)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	49.02	35.36	269.71	194.97	321.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	34.25	-	-	-
自己資本比率 (%)	20.7	23.2	16.1	13.4	1.7
自己資本利益率 (%)	5.7	4.2	38.0	42.1	161.9
株価収益率 (倍)	-	25.5	-	-	-
配当性向 (%)	-	42.4	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	360,297	897,235	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	112,790	92,928	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	426,809	1,363,136	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,222,437	1,663,607	-	-	-
従業員数 (人)	332	359	372	329	283
[外、平均臨時雇用者数]	[152]	[135]	[95]	[71]	[64]
株主総利回り (%)	106.9	107.9	110.2	103.5	89.1
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(123.7)	(126.9)	(154.9)	(184.3)	(214.2)
最高株価 (円)	1,004	952	954	915	869
最低株価 (円)	801	856	880	789	644

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、第31期及び第32期は、関連会社が存在しないため、第33期以降は連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。

2. 第31期、第33期、第34期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第31期、第33期、第34期及び第35期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。
4. 第33期より連結財務諸表を作成しているため、第33期以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、第33期から臨時従業員は総労働時間を1人1日8時間で換算し、〔 〕に年間の平均人員を外数で記載しております。
6. 第31期までは比較指標としてJASDAQ INDEXを使用しておりましたが、第31期から第35期までの比較指標を配当込みTOPIXに変更しております。
7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月1日までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第32期の期首から適用しており、第32期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、1946年に千葉県香取郡小見川町（現千葉県香取市）において時計の販売・修理を目的として創業された「デン時計店」を前身としております。

その後、1967年9月に有限会社デン時計店に組織変更、1990年9月に宝飾品並びに時計及びメガネ等の販売を事業目的とする会社として「株式会社ジュエリーデン（2006年1月「株式会社ハピネス・アンド・ディ」に商号変更）」を設立いたしました。

当社グループの沿革は、次のとおりです。

年月	概要
1990年9月	千葉県香取郡小見川町（現千葉県香取市）に資本金20,000千円で株式会社ジュエリーデン（現 株式会社ハピネス・アンド・ディ）を設立 DEN鹿島店を茨城県鹿嶋市にオープン
1990年11月	DEN小見川店内に本社事務所を開設
1993年12月	DEN神栖めがね館（メガネ専門店）を茨城県神栖市にオープン
1994年11月	DEN鹿島店を移転しブランドショップDEN鹿島店として茨城県鹿嶋市にオープン、同時に当店内に本社事務所を移転
2000年3月	ハピネス成田店を千葉県成田市イオンモール成田内にオープンし、初のモール型ショッピングセンターへ出店
2002年9月	ハピネス高岡店を富山県高岡市イオンモール高岡内にオープンし、中部地区へ進出
2003年8月	ハピネス盛岡店を岩手県盛岡市イオンモール盛岡内にオープンし、東北地区へ進出
2004年11月	ハピネス泉南店を大阪府泉南市イオンモールりんくう泉南内にオープンし、関西地区へ進出
2005年4月	ハピネス直方店を福岡県直方市イオンモール直方内にオープンし、九州地区へ進出
2005年6月	本社事務所を東京都中央区京橋に移転
2006年1月	株式会社ハピネス・アンド・ディに商号変更
2007年3月	ハピネス高知店を高知県高知市イオンモール高知内にオープンし、中国・四国地区へ進出
2007年3月	ハピネス札幌店を北海道札幌市清田区イオン札幌平岡内にオープンし、北海道地区へ進出
2008年10月	本社事務所を東京都中央区銀座に移転
2012年6月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
2012年7月	GINZA Happinessを東京都中央区銀座にオープン
2013年3月	韓国現地法人 株式会社ハピネス アンド ディ コリア（非連結子会社）を設立
2013年5月	海外店舗1号店として韓国ソウル特別市にHappiness D-cube CITY店をオープン
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場の統合に伴い東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
2013年11月	登記上の本店の所在地を東京都中央区銀座に移転
2015年4月	ハピネス沖縄ライカム店を沖縄県中頭郡北中城村イオンモール沖縄ライカム内にオープンし、沖縄地区へ進出
2016年6月	韓国現地法人 株式会社ハピネス アンド ディ コリアを解散
2019年4月	ブランド品の買取事業者との協業を開始し、下取り・買取りに伴う当社商品の販売機会を拡大
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所のJASDAQ（スタンダード）からスタンダード市場に移行
2022年12月	株式取得により、株式会社Abheriを100%子会社化
2023年10月	完全子会社である株式会社No. を設立

3【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社2社から構成されており、宝飾品、時計及びバッグ・小物等の製造・販売を行っております。全国のショッピングセンター（以下「SC」という。）、商業施設を中心にブランド品のセレクトショップ（注）・ジュエリー専門店を店舗展開しております。

（注）「セレクトショップ」...小売店の形態の一種で、一つのブランドやデザイナーの商品だけを置くのではなく、会社の方針やバイヤー等のセンスで選んで品揃えし、生活様式や暮らし方を全体的に提案する店舗のこと。

当社グループの事業に係る位置づけは、次のとおりです。

（1）株式会社ハピネス・アンド・ディは、全国のSCに「ハピネス」、「GINZA Happiness」の店舗を展開し、主に宝飾品・地金商品及びインポートブランド品を販売しております。また、当社商品の販売機会拡大を目的として、2019年8月期よりブランド品買取り事業者と協業による、下取り・買取り事業を開始しております。さらに、2025年8月期の下期より、インポートブランド品のヴィンテージ（リユース）商品取扱いを開始いたしました。順次取扱店舗を拡大し、同決算期末には57店舗中33店舗にて販売を行っております。

事業の特徴は以下のとおりです。

店舗の基本コンセプト

人生の節目や大切な記念日に贈るプレゼント選びの場を提供する「アニバーサリーコンセプトショップ」を基本とし、高級感を重視した店舗に、宝飾品・地金商品及びインポートブランド品を豊富に品揃えし、「一流のおもてなし」と「お客様の立場でのご提案」によって、喜びや感動を提供できるような店舗づくりを目指しております。

取扱商品

インポートブランド品を中心に宝飾品、時計、バッグ・小物等を幅広く取り揃えております。広範な商品の中から流行をいち早くキャッチして商品を選定、販売しております。

宝飾品	リング、ネックレス、イヤリング、ブレスレット等の輸入ブランドジュエリー、ダイヤモンドジュエリー、金・プラチナ等の地金商品
時計	輸入ブランド時計、国内ブランド時計
バッグ・小物	ブランドバッグ、財布、キーケース、ネクタイ、サングラス、香水、テーブルウェア等

なお、インポートブランド品は商社等から円建てで仕入れており、国内商品は国内メーカー等から仕入れております。

オリジナルブランド商品の展開

オリジナルブランドとして、h&d(エイチ アンド ディ)を展開しております。オリジナルブランドは、買いやすい値ごろ感、シンプルで飽きのこないデザイン、社会課題の解決テーマの包含を開発ポリシーとしております。

店舗展開の特徴

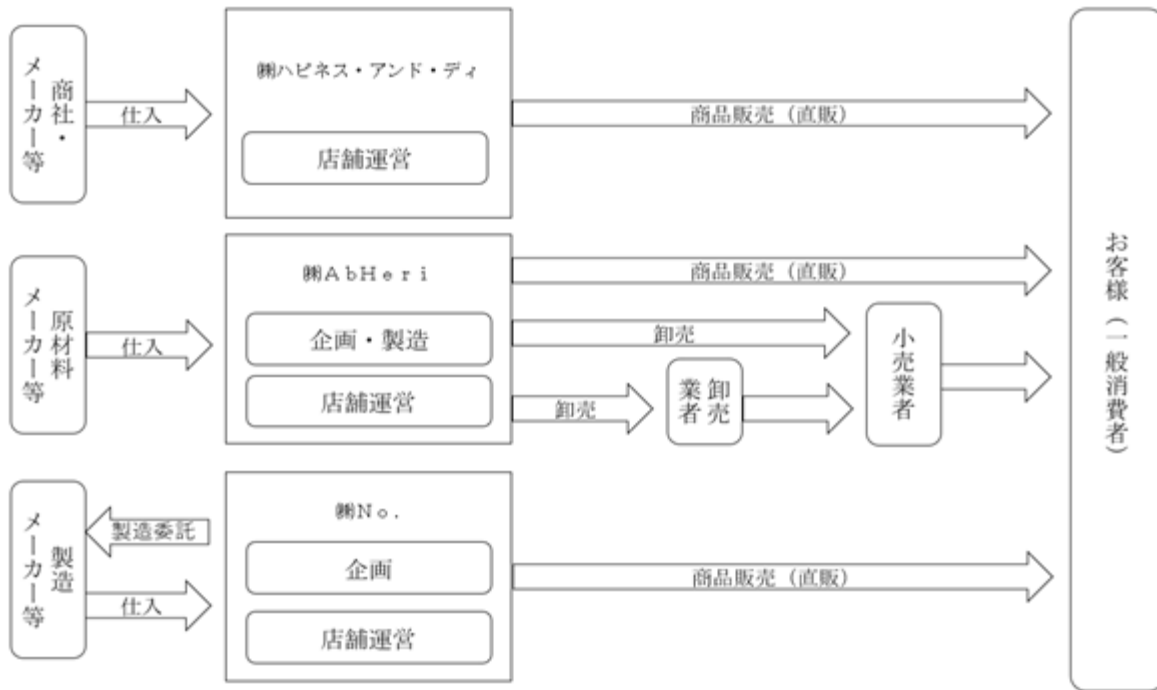
当社店舗は、幅広い年齢層のお客様を対象としており、商圏人口、地域特性、立地条件、競合企業の動向、採算性等を考慮した結果、大都市周辺部及び地方都市のSCを中心に、主として大型及び中型店舗を展開してまいりました。今後においては、外部環境の変化を十分見極めつつ、SCとの共働に加えて、消費者動向・採算性等を検討し店舗展開を進めてまいります。

（2）株式会社AbHeri（アベリ）は、強いブランド力のあるジュエリーを自社工場でデザインから一貫して製作し、卸売りに加えて都市型の直営店舗及びECでの販売を行っております。

（3）株式会社No.（ナンバードット）（以下「No.」といいます。）は、2023年10月に宝飾部門を一層強化すべく、ジュエリー商品の企画、開発、製造、卸売、小売、輸出入を目的とした、新たな子会社として設立いたしました。

新ジュエリーブランドの創出と販路の拡大により、ハピネスグループの事業領域及び収益基盤の拡大を目的としたものです。商品の開発、市場調査の段階を経て、ブランド確立段階として催事・POPUP店舗及びEC店舗にて販売を行っております。

事業の系統図は以下のとおりです。



株式会社ハピネス・アンド・ディ店舗一覧

2025年8月31日現在

地域	店舗数	開設年月	事業所の名称	所在地
北海道地区	5店舗	2021年11月	ハピネス札幌苗穂店	北海道札幌市東区 イオンモール札幌苗穂内
		2010年9月	ハピネス帯広店	北海道帯広市 イオン帯広内
		2010年10月	ハピネス北見店	北海道北見市 イオン北見内
		2012年6月	ハピネス釧路店	北海道釧路郡釧路町 イオン釧路内
		2020年12月	ハピネス上磯店	北海道北斗市 イオン上磯内
東北地区	9店舗	2004年4月	ハピネス下田店	青森県上北郡おいらせ町 イオンモール下田内
		2017年11月	ハピネスつがる柏店	青森県つがる市 イオンモールつがる柏内
		2003年8月	ハピネス盛岡店	岩手県盛岡市 イオンモール盛岡内
		2011年4月	ハピネス名取店	宮城県名取市 イオンモール名取内
		2021年3月	ハピネス新利府店	宮城県宮城郡利府町 イオンモール新利府内
		2014年3月	ハピネス石巻店	宮城県石巻市 イオンモール石巻内
		2018年6月	ハピネスいわき小名浜店	福島県いわき市 イオンモールいわき小名浜内
		2009年4月	ハピネス秋田店	秋田県秋田市 イオンモール秋田内
		2015年3月	ハピネス大曲店	秋田県大仙市 イオンモール大曲内
関東地区	16店舗	1999年11月	ハピネスパルナ店	茨城県稲敷市 パルナSC内
		2001年3月	ハピネス下妻店	茨城県下妻市 イオンモール下妻内
		2005年11月	ハピネス水戸店	茨城県水戸市 イオンモール水戸内原内
		2013年3月	ハピネスつくば店	茨城県つくば市 イオンモールつくば内
		2006年10月	ハピネス高崎店	群馬県高崎市 イオンモール高崎内
		2013年3月	GINZA Happiness 前橋店	群馬県前橋市 けやきウォーク前橋内
		2007年11月	ハピネス羽生店	埼玉県羽生市 イオンモール羽生内
		2008年9月	ハピネス越谷店	埼玉県越谷市 イオンレイクタウンKAZE内
		2010年3月	ハピネス東松山店	埼玉県東松山市 ピオニウォーク東松山内
		2013年3月	ハピネス春日部店	埼玉県春日部市 イオンモール春日部内
		2021年5月	ハピネス川口店	埼玉県川口市 イオンモール川口内
		2018年6月	GINZA Happiness 富士見店	埼玉県富士見市 ららぼーと富士見内
		2000年3月	ハピネス成田店	千葉県成田市 イオンモール成田内
		2014年10月	ハピネス木更津店	千葉県木更津市 イオンモール木更津内
		2009年9月	ハピネスむさし村山店	東京都武蔵村山市 イオンモールむさし村山内
		2013年12月	ハピネス日の出店	東京都西多摩郡日ノ出町 イオンモール日の出内

地域	店舗数	開設年月	事業所の名称	所在地
中部地区	11店舗	2007年4月	ハピネス長岡店	新潟県長岡市 リバーサイド千秋内
		2020年3月	ハピネス新潟南店	新潟県新潟市 イオンモール新潟亀田インター内
		2002年9月	ハピネス高岡店	富山県高岡市 イオンモール高岡内
		2017年3月	ハピネス新小松店	石川県小松市 イオンモール新小松内
		2021年7月	ハピネス白山店	石川県白山市 イオンモール白山内
		2017年9月	ハピネス松本店	長野県松本市 イオンモール松本内
		2017年11月	ハピネス甲府昭和店	山梨県中巨摩郡昭和町 イオンモール甲府昭和内
		2015年9月	GINZA Happiness 磐田店	静岡県磐田市 ららぽーと磐田内
		2014年6月	ハピネス名古屋茶屋店	愛知県名古屋市港区 イオンモール名古屋茶屋内
		2023年3月	ハピネス豊川店	愛知県豊川市 イオンモール豊川内
		2022年10月	ハピネス土岐店	岐阜県土岐市 イオンモール土岐内
関西地区	5店舗	2012年3月	ハピネス久御山店	京都府久世郡久御山町 イオンモール久御山内
		2004年11月	ハピネス泉南店	大阪府泉南市 イオンモールりんくう泉南内
		2022年4月	ハピネス四條畷店	大阪府四條畷市 イオンモール四條畷内
		2006年11月	ハピネス神戸店	兵庫県神戸市北区 イオンモール神戸北内
		2018年11月	ハピネス津南店	三重県津市 イオンモール津南内
中国・四国地区	3店舗	2013年10月	ハピネス倉敷店	岡山県倉敷市 イオンモール倉敷内
		2017年10月	ハピネス岡山店	岡山県岡山市北区 イオンモール岡山内
		2007年3月	ハピネス高知店	高知県高知市 イオンモール高知内
九州・沖縄地区	8店舗	2013年3月	ハピネス八幡東店	福岡県北九州市八幡東区 イオンモール八幡東内
		2005年4月	ハピネス直方店	福岡県直方市 イオンモール直方内
		2009年6月	ハピネス筑紫野店	福岡県筑紫野市 イオンモール筑紫野内
		2008年4月	ハピネス大分店	大分県大分市 パークプレイス大分内
		2005年5月	ハピネス宮崎店	宮崎県宮崎市 イオンモール宮崎内
		2017年3月	ハピネス熊本店	熊本県上益城郡嘉島町 イオンモール熊本内
		2007年10月	ハピネス鹿児島店	鹿児島県鹿児島市 イオンモール鹿児島内
2015年4月	ハピネス沖縄ライカム店	沖縄県中頭郡北中城村 イオンモール沖縄ライカム内		
合計	57店舗			

株式会社A b H e r i 店舗一覧

地域	店舗数	事業所の名称	所在地
全国	3店舗	アベリ銀座店	東京都中央区 GINZA SIX内
		アベリ大阪店	大阪府大阪市北区 グラングリーン大阪南館内
		アベリ福岡店	福岡県福岡市中央区 レソラ天神内
合計	3店舗		

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱AbHeri (注)2	東京都千代田区	49,500	宝飾・貴金属の製造、卸売、小売業	100	役員の兼任 業務受託 従業員の出向
㈱No. (注)2、3	東京都中央区	50,000	貴金属製品、装身具の企画、開発、製造、卸売、小売業及び輸出入	100	役員の兼任 業務受託 従業員の出向

(注)1. 当社グループは宝飾品、時計及びバッグ・小物等の製造・販売業という単一セグメントであるため、「主要な事業の内容」欄には関係会社が行う主要な事業を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 債務超過会社であり、2025年8月末時点の債務超過額は31,402千円であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年8月31日現在

従業員数(名)	316(67)
---------	---------

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりになります。

事業部門の名称	従業員数(人)
店舗	249 [64]
本社	67 [3]
合計	316 [67]

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員は総労働時間を1人1日8時間で換算し、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
283 [64]	40.1	8.42	4,054

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりになります。

事業部門の名称	従業員数(人)
店舗	236 [61]
本社	47 [3]
合計	283 [64]

(注)1. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、契約社員及び準社員を含みます。)は総労働時間を1人1日8時間で換算し、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
36.5	50.0	69.4	75.5	122.3

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)経営方針

当社は、お客様・お取引先様・従業員による「信頼とふれあいの輪」を基本理念とし、お客様に感動を与えるプレゼント選びの場を提供する「アニバーサリーコンセプトショップ」及びお客様が何度でも足を運びたいくなる「おもてなしの接客」を事業コンセプトとしております。

(2)目標とする経営指標

当社グループは、事業の規模と展開の成果である売上高とその構成要素となる客数・客単価の推移、収益力を判断するための営業利益を経営指標として重視しており、その向上を図ってまいります。

(3)経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化、お客様ニーズの多様化、ネット通販（EC）の飛躍的拡大、リユース・個人間売買等との競合増加に加えて、円安・物価高騰による消費者マインドの変化が進行したこと等もあり、急速に変化しております。

当社はこれまで集客力のある大都市周辺部及び地方都市のSCを中心に店舗を展開し、対面の接客を重視した販売手法により業容を拡大してまいりましたが、経営環境の変化に一層のスピード感をもって対応することが急務であると認識しております。とりわけ、輸入ブランド品の価格上昇や消費者の節約志向拡大を受けて、消費者の購買意欲が低下しており、人件費・光熱費等の高騰による店舗運営コストの増加も続いていることから、主力であるブランドショップ展開の収益性低下を招いております。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

事業モデルの多様化

当社は、全国のSCへブランドショップハピネスを多店舗展開いたしておりますが、都市部のマーケットやインバウンド需要への対応をより一層進めるため、グループ経営による事業モデルの多様化が急務であると判断しております。このため2023年8月期連結会計年度において宝飾品製造・販売の株式会社A b H e r i を完全子会社化いたしました。また、2024年8月期連結会計年度においては、宝飾品の新業態による展開を目的として株式会社N o . を設立し、3社によるグループ経営となりました。環境変化への対応として、収益性の改善と新たな事業基盤の確立が重要な課題と認識しており、外部環境の変化を踏まえたグループ戦略に主眼を置いた、製販一体化事業モデルへの転換による利益率の向上、新規事業立ち上げによる収益基盤の確立を進めております。また、当連結会計年度下期よりインポートブランド品のヴィンテージ（リユース）商品取扱いを開始いたしました。グループ各社の取組みは着実に進展していることから、具体的な実績を積み上げていく段階に入っております。

ハピネス・アンド・ディの構造改革

）ヴィンテージ商品の展開拡大

当期の下期より開始したヴィンテージ商品の取扱いについては、さらに取扱店舗の拡充を図ってまいります。店舗規模に応じた商品取扱いの精度を高め、商品の仕入れ体制の強化とともに、利益率向上へ向けた自社買取りの体制整備も進めてまいります。

）宝飾・地金商品の強化

前期及び当期において重点課題とした宝飾・地金商品の強化は、商品ラインの拡大とともに売上実績を積み上げてまいりました。当期においても催事開催を強化し、店舗スタッフの育成も含めて引き続き販売強化に努めてまいります。また、仕入れ体制の改善にも努め、利益率の向上を図ってまいります。

）カジュアルブランド商品の強化

顧客の購買力に応じたカジュアルブランド商材の強化を引き続き進めてまいります。新規ブランドの導入とともに在庫コントロールの精度を高め、売上の底上げを図ってまいります。

）店舗統廃合について

前期において17店舗、当期において14店舗の不採算店の閉鎖を行いましたことから、不採算店舗の撤退は一巡したと考えております。次期以降においては営業政策の浸透により収益構造の改善が図れるものと考えております。

当期においては東京都の2店舗を銀座店に統合し、新たに大阪店を出店したことで、福岡店を含め3店舗の直営店体制となりました。次期においては、大阪店を関西圏の旗艦店舗とすべく顧客開拓とプロモーションの強化に努めてまいります。また、調査段階にあった中国進出についても、本格的な販売段階への移行を進めてまいります。

株式会社N o .

設立2年目にあたる当期においては、商品開発を終えブランドローンチとともにイベント催事を開催してまいりました。今後においてはイベント催事、ポップアップ店舗によるブランド認知と販路拡大に努めてまいります。

マーチャンダイジング(MD)の強化

当社グループは、お客様一人ひとりに喜びや感動を提供できる魅力的なショップを目指して、ライブ販売等の新たな取組みも実施し、お客様のニーズに合致した商品構成を図ってまいりました。今後さらにその充実を図るために、消費動向の把握や流行の研究等に努め、売れ筋商品の充実のほか新規商品の導入等を図ってまいります。

また、オリジナルブランドとして展開している、h & d (エイチ アンド ディ)につきましては、利益率の向上へ向けて中長期的な重要課題と位置付けており、商品開発・MDの強化とともにブランドイメージの向上に取り組んでまいります。

店舗DXの推進

当社グループは、「おもてなしの接客」、「お客様の立場でのご提案」によって、喜びや感動を提供できる店舗づくりを目指しております。このため、お客様への接客力や商品提案力を強化することを重要な課題と位置づけ、現場での実践のほか、各種研修を通してその向上に取り組むことに加えて、店舗DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、ABCシステムの導入も図りました。今後においても店舗DXの推進は重要なテーマと考えており、デジタル化社会への変化対応と投資案件の選択に留意し、顧客接点の創出・強化、自社ECサイトの拡大、オムニチャネル化の推進、店舗スタッフが接客に専念できる環境の整備等を図ってまいります。

人材の確保と育成

当社グループは、事業の拡大を図るためには、計画的な人材の確保と育成が重要な要素であると考えております。キャリア人材の確保に努めるとともに、労働環境の変化に対応するため、より実効的な採用方法の検討、採用対象の拡大等はもとより、応募動機につながる給与水準の見直し、従業員に対する福利厚生施策の拡充等にも取り組んでおります。また、育成体制の強化を進めるべく、教育店舗における計数・商品知識の充実、接客対応力・アフターサービスの向上等の、現場に即した研修の強化とあわせて、従業員の資格取得についての支援体制も充実させてまいります。

財務上の課題

当社グループは、地金商品を含む宝飾品、時計、バッグ・小物等のインポートブランド品及びオリジナルブランド商品を販売する小売業を主としております。研究開発等がないことから、各店舗の適切な商品在庫管理と販売費及び一般管理費のコントロールが財務上の重要課題となっております。このため、商品の電子タグによる管理の導入を進めてまいりました。在庫管理の業務改善と効率化を図るとともに、商品情報の電子化による顧客利便性の向上を進めてまいります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2022年8月期以降の急激な円安進行・物価高騰によりインポートブランド品の販売が落ち込み、不採算店舗の閉店も進めた結果、2023年8月期以降、継続して、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。当連結会計年度においても営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在すると認識しております。

当社グループはこのような状況に対し、中期経営計画に基づくハピネス・アンド・ディの構造改革、No.の宝飾新規事業立ち上げ、AbHeriの展開拡大等の早期の黒字化へ向けての取組みを推進しております。構造改革における宝飾部門の強化については、販売高の向上に伴って売上総利益率の改善につながっており、一定の成果を得られております。これに加えて、2025年8月期下期よりバッグ・小物等の売上向上への対策として新たな取組みを推進しております。具体的にはこれまでの並行輸入品の取扱いに加えて、リユース品であるヴィンテージ商品の取扱いを順次進めております。

また、当連結会計年度においては、収支改善への取組みとして行った不採算店舗の閉店も一巡し、今後の収支改善も見通せる状況となっております。

また、資金面においては、当連結会計年度末において、現金及び預金は689,512千円となっております。

今後の安定的な事業継続に必要な資金繰りを維持するため、当社は取引金融機関に対して借入金の元本返済に係る条件変更の申し入れを行い、各金融機関の同意をいただいております。すべての取引金融機関と継続して協議する協調体制を構築しております。メインバンクである株式会社千葉銀行を中心に取引金融機関と緊密な関係を維持しており、今後も継続的な支援が得られるものと考えております。

なお、株式会社千葉銀行と貸付極度額400,000千円の当座貸越契約を2025年8月28日付けで締結し、当該契約に係る当連結会計年度末の借入実行残高は100,000千円となっております。

さらに、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)

(1) 第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)及び無担保普通社債の発行」に記載のとおり、2025年10月17日付の取締役会において、第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)(以下、「本新株予約権」といいます。)及び無担保普通社債の発行(以下「本社債」といいます。)について決議し、11月4日付で本新株予約権及び本社債を発行いたしました。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

以下に記載するうち、将来に関する事項は、当社グループが有価証券報告書提出日現在において合理的であると判断する前提に基づくものであり、様々な要因により実際の結果と異なる可能性があります。

当社グループでは、従前の経営理念や行動指針を継承しつつ、環境・社会・経済の持続可能性の観点から「サステナビリティの基本方針」を制定しております。この方針は、当社グループがサステナビリティ経営を行っていくうえでの基本的な考え方と行動規範を示すものであり、この方針に基づき、従業員一人ひとりが持続可能な社会の発展と中長期的な企業価値の向上に取り組んでいきます。

サステナビリティの基本方針

ハビネス・アンド・ディグループは「信頼とふれあいの輪」という経営理念のもと、事業を通じて、常に洗練された品のあるファッションを提供し続ける会社を目指しています。
この考え方のもとですべてのステークホルダーとともに、時代のニーズに合わせた環境づくり、組織づくり、人材づくり、商品づくりを推進してまいります。

(1) ガバナンス

当社グループは、様々な社会課題の解決に貢献し、持続可能な社会の実現と、当社グループの持続的な企業価値向上を目指し、各種会議体において、ESG経営の推進、SDGsを含めたサステナビリティに関する各種取組みの検討・報告を行っております。各種の取組みの進捗、状況把握及びリスクにつきましては、定期的に、取締役会に報告し、監督される体制を構築しております。

また、コンプライアンスに関する事項やリスクに関する事項につきましては、内部監査室及び社長室が中心となり、リスク管理体制を整えております。

なお、当社のガバナンスに関わる体制の全体像は、「第4．提出会社の状況 4．コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 a．企業統治の体制の概要」に示されております。

(2) 戦略

当社グループにおきましては、企業としての社会的責任(CSR)及び持続可能な開発目標(SDGs)の観点から、サステナビリティにつきまして、5つのマテリアリティ(人財戦略を除く)を特定しております。これらは、持続可能な社会の実現を目指して、当社が企業価値を高めていくために特に重要であると考えられる事項であります。

マテリアリティ	SDGs	当社の取組み
1 貧困	1 番目 貧困をなくそう	「お買い物を通じて社会問題への解決を図る商品開発」をテーマに、世界最貧国バングラデシュの工場にPB製品製造を依頼しております。
	10 番目 人や国の不平等をなくそう	
2 健康・福祉	3 番目 すべての人に健康と福祉を	子ども虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」への参加・支援を行っております。
		バリアフリー基金の考えに賛同し、寄付を行っております。
3 ジェンダー	5 番目 ジェンダー平等を実現しよう	特定の店舗をモデル店舗に設定し、女性の雇用制度と研修内容の見直しに取り組んでおります。
4 資源保全	12 番目 つくる責任つかう責任	ショッピングバッグを有料化することで、貴重な資源の消費量削減に努めております。
		リサイクル素材を活用したPBダウンコートの開発・販売を行っております。
5 海洋保護	14 番目 海の豊かさを守ろう	「海への関心や好奇心の喚起、海の問題解決に向けたアクションの輪を広げる」という考えに賛同し、海と日本プロジェクト推進基金に寄付を行っております。

当社グループにおける人財戦略につきましては、大きく変化する社会環境、経営環境に対応するため、制度、教育において各種取組みを進めております。具体的には、自律型成長人財の育成を目指す<人財育成方針>と、働きやすい労働環境の構築を目指す<社内環境整備方針>の2本の柱を掲げて戦略を立てております。

<人財育成方針>

大きく外部環境が変化する現在におきましては、従業員に求められる知識・スキルは多種多様であります。このような状況において当社グループが持続的に成長を続けるためには、会社からの指示に対して受動的に動くのみならず、自らの意思で能動的に業務を遂行し、様々な環境の変化に対応しながら成長することができる人財が必要不可欠であります。

そこで、当社グループにおきましては、当社グループの経営方針や経営戦略を共通の価値観として持ちながらも、従業員が自ら考え、判断・行動し、それぞれの持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、個々の能力開発を支援しております。

a. 自律的なキャリア形成支援

当社におきましては、変化していく事業内容・外部環境において、従業員には自ら目指すキャリアと、そのために必要なアクションを考えることを推奨しております。制度といたしましては、各部署から求人を募り、従業員が自発的に応募し、マッチングによる異動を実現する社内公募制度を設けております。また、非正社員である従業員を対象とした正社員登用制度を設けており、意欲のある対象の従業員に対して更なる成長への道の門戸を開いております。

b. 業務利用及び自己啓発促進のための資格取得の奨励

当社におきましては、上記の人財育成方針の一環として、社員の業務遂行能力の向上、自己啓発の促進による会社組織の活性化を目的に資格取得援助制度を設けております。具体的には、会社が認定しております6種類の資格について、受験料・登録料・更新料などを会社が負担する制度となっております。

c. 人的資本価値を向上させるための教育研修

当社におきましては、人的資本の価値を向上させるための教育研修を、管理職及び経営陣が直接行っております。具体的には、階層別教育として、各階層に見合う知識やスキルの獲得を目的とし、対面及びオンラインの方式で、双方向の研修を実施しております。また、株式会社Sapeetと共同開発をしたシステムを用いたAIロールプレイング研修を導入しております。

<社内環境整備方針>

d. 多様な働き方に応じた労働環境の整備

当社におきましては、フレキシブルで効率的な業務ができる就業環境を整えております。具体的には、テレワーク制度・店舗勤務者におけるシフト制・短時間正社員への雇用形態変更などの制度を導入しております。

e. 働きやすい労働環境への取り組み

当社におきましては、従業員の職業生活と家庭生活との両立の支援を行うことにより、働きやすい就業環境を整えております。具体的には、育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となる昇進基準及び人事評価制度の構築に向けた取り組みを行っております。また、年次有給休暇の取得を促進させるために、計画期間を設定しております。

(3) リスク管理

当社グループは、宝飾品やインポートブランド品等を中心とした小売業を主たる事業としております。そのため、輸入品商材の調達及び供給等、店舗の運営に大きな影響を与えるリスクの発生が想定されます。そこで、様々な観点からリスク要因の抽出・検討・対応に取り組んでおります。

人財の獲得競争の激化や転職などによる人財市場の活発化により、十分な多様性のある人財の確保及び育成ができず、当社グループの競争力が低下し、業績及び財務状況に及ぼすリスクがあります。従業員に成長の機会を提供し、活躍しやすい環境を整えることで、リスクヘッジに努めております。

抽出しましたリスク一覧につきましては、「第2．事業の状況 3．事業等のリスク」に示されております。

(4) 指標及び目標

当社では、上記「(2)戦略」において記載いたしました、5つのマテリアリティの推進及び人材戦略の推進につかまして、次の指標を用いております。

戦略実現の要素	KPI	実績	目標
マテリアリティ2 健康・福祉	バリアフリー基金への寄付	H&D対象商品売上の1.0% を寄付 (2025年8月期)	更なる寄付金額向上に努める
マテリアリティ4 資源保全	ショッピングバッグの有料化	有料化により総販売件数 に対するショッピング バッグ利用件数の割合は 30.8% (2025年8月期)	継続実施により更なる利 用件数低減を目指す
マテリアリティ5 海洋保護	海と日本プロジェクト推 進基金への寄付	H&D対象商品売上の1.0% を寄付 (2025年8月期)	更なる寄付金額向上に努める
自律的なキャリア形成支 援	社内公募制度	0件 (2025年8月期)	実績件数の向上に努める
	正社員登用制度	2件 (2025年8月期)	実績件数の向上に努める
業務利用及び自己啓発促 進のための資格取得の奨 励	ジュエリーコーディネー ター検定合格者	33名合格(2024年8月期 ジュエリーコーディネー ター検定2級3級合格 者)	全店舗1名以上の同検定 3級保有者在籍を目指し ます。
働きやすい労働環境への 取り組み	管理職に占める女性労働 者の割合	36.5%	更なる女性活躍に向けて 女性管理職割合向上を目 指す
	男性労働者の育児休業取 得率	50.0%	更なる制度の周知を通じ て取得割合向上拡大を目 指す

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、本文における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

項目	発生時期	発生可能性	影響度	リスク	顕在化した場合の影響	対策
業績の季節変動	第2四半期	高	高	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス時期を中心とした12月の年末に売上高及び利益が偏重するため期中の利益が平準化しない ・12月に自然災害、感染症の流行等が発生した場合、購買行動を抑制する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高及び利益の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・シーズンごとの商品展開の強化 ・定番収益商材の品揃え強化
商品仕入れ及び在庫	不特定	高	高	<ul style="list-style-type: none"> ・海外ブランドの商品供給政策等によっては特定のブランド品を仕入れることができなくなる可能性がある ・流通経路のトラブルや需要と供給のバランスの崩壊により、人気ブランドの商品仕入が極端に制限される可能性がある ・自然災害や感染症の流行等により、インポートブランド品の生産国・流通経路等における経済活動が長期にわたり停滞する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高及び利益の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライベートブランドのパイプライン増加 ・国内外の仕入バランスの調整 ・海外仕入国または地域の分散
偽造品・不正商品の混入	不特定	低	高	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱商品に偽造品や不正商品が紛れ込んでしまう可能性がある ・同業他社が偽造品や不正商品を販売する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入者からの賠償請求及び信用力の低下等 ・風評被害 ・売上高及び利益の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド品の新規仕入先を原則日本流通自主管理協会（略称AACD）加盟企業とする ・新商品を取り扱う際は本社仕入担当者が商品チェックする ・既存商品については必要に応じ、AACDからの情報などを参考に本社・店舗でチェックを行う

項目	発生時期	発生可能性	影響度	リスク	顕在化した場合の影響	対策
為替や貴金属相場の変動、カントリーリスク	不特定	中	中	<ul style="list-style-type: none"> ・ナショナルブランド商品及びプライベートブランド商品の生産拠点が海外にあることで為替変動の影響を受ける可能性がある ・地政学的リスク、社会リスク、信用リスク、市場リスクの影響を受ける可能性がある ・宝飾品等の原材料である貴金属の価格変動を速やかに販売価格へ反映させることが困難である 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高及び利益の減少 ・値ごろ感の消失による集客力の低下 ・諸物価の高騰による消費マインドの減退 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライベートブランドパイプラインの増設 ・宝飾新規事業の立ち上げ
M&A等の投資	不特定	中	高	<ul style="list-style-type: none"> ・買収後に偶発債務や未認識の債務の発生する可能性がある ・のれん等の発生可能性がある ・収益性の誤認の可能性はある 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に対して大幅未達となる可能性 ・のれん等の減損処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象企業の詳細なデューデリジェンス実施 ・事業ポートフォリオのモニタリング ・計画的なPMIの実施
新規事業の取組	不特定	高	低	<ul style="list-style-type: none"> ・計画通りに新規事業が推移せず投資に対する十分な回収を得られない可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資に対する損失の計上等 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業に対する経営陣のモニタリング
知的財産権管理	不特定	低	低	<ul style="list-style-type: none"> ・プライベートブランドのうち知的財産権管理を行っていないものが模倣される可能性がある ・第三者の商標権等知的財産権に関する当社の調査が不十分な場合は第三者の知的財産権を侵害する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗のブランド力低下 ・売上高及び利益の減少 ・損害賠償請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の弁理士を活用した情報収集と必要な対応を実施
郊外型SC等への店舗集中	不特定	中	高	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の地域活性化や商業施設の開設による商圈中心地が移動する可能性がある ・来館者の変化により客層、ニーズが変化する可能性がある ・当社グループの出店するSCが閉鎖する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・閉店に伴う損失発生 ・閉店店舗の売上高・利益の剥落 ・賃貸借契約の解約に伴う損失の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・業態開発 ・M&Aによる新規事業の確保 ・店舗の収益性を維持、向上 ・展開商品の見直しによる収益性向上

項目	発生時期	発生可能性	影響度	リスク	顕在化した場合の影響	対策
人材不足	不特定	高	高	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の獲得競争激化及び人材市場（転職市場）の活発化による離職者の増加により人材不足となる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高及び利益の減少 ・店舗運営が困難となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の待遇改善により、採用強化と定着率の向上を図る ・新卒採用者へのフォローアップの実施により、早期離職率低減を図る ・採用手法を多様化させる ・店舗の収益性改善及びコスト削減により利益の確保を図る
不正行為の発生	不特定	中	中	<ul style="list-style-type: none"> ・内部関係者が関与する詐欺、横領、または規制・法令・社内規則の潜脱を目的とした類の行為が発生する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のモチベーション低下 ・社会的信用の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度の制定 ・内部監査の実施 ・損失事象データの蓄積と分析等を通じたオペレーショナルリスクの管理 ・従業員に対する教育、研修の実施
自然災害等	不特定	高	低	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震や津波、台風、洪水等の自然災害により店舗施設に物理的に損害が生じる可能性がある営業時間の短縮や休業、配送の遅延により当社グループの販売活動や物流、仕入活動が阻害される可能性がある ・未知のウイルス等による大規模な感染症の発生、拡大により商業施設が営業時間の短縮や休業、集客力に影響を与える可能性がある ・人的被害が発生する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員不足 ・店舗閉鎖、休業、営業時間短縮等による業績の悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務人員の通勤経路等を考慮し当社グループ独自に判断、営業時間の短縮を早めることによる安全確保

項目	発生時期	発生可能性	影響度	リスク	顕在化した場合の影響	対策
情報セキュリティ	不特定	中	高	<ul style="list-style-type: none"> ・人為的過誤、サイバー攻撃、広範囲な自然災害、外部業者トラブル等によりコンピュータシステムや通信ネットワークに問題が生じ適切に利用できなくなる可能性がある ・個人情報（会員に関する情報、クレジットカード情報、購入履歴、従業員情報等）が漏洩する可能性がある ・仕入、営業のノウハウの流出の可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・信用力の低下等 ・事故対応費用の発生 ・被害者からの損害賠償請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策、不信通信対策等の実施 ・各種規程の制定 ・各種情報が記載された媒体の適正処理を徹底 ・退職時の情報持出しの管理徹底
有利子負債への依存度	不特定	中	高	<ul style="list-style-type: none"> ・有利子負債への依存度が高い（2025年8月末現在の有利子負債残高3,966百万円、総資産に対する有利子負債の比率70.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の支援が得られない場合に資金繰りが逼迫 ・市場金利が上昇した場合に支払利息が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との関係を維持・強化 ・キャッシュ・フローを改善し有利子負債の削減を図る ・収益性向上及びコスト削減による利益の確保 ・案件ごとに複数の金融機関と交渉 ・エクイティファイナンスの活用
減損損失の発生	不特定	高	高	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の収益性の著しい低下や閉店の意思決定が発生する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減損損失の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・インポートブランドを中心とした販売政策の転換 ・収益性の高い商材の販売拡大 ・店舗の収益性改善及びコスト削減により利益の確保を図る ・本社経費等の削減により全社の収益性を向上

項目	発生時期	発生可能性	影響度	リスク	顕在化した場合の影響	対策
繰延税金資産の取り崩し	期末	中	中	・繰延税金資産の全部または一部が回収できない可能性がある	・利益の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の収益性改善及びコスト削減により利益の確保を図る ・インポートブランドを中心とした販売政策からの転換 ・収益性の高い商材の販売拡大

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2022年8月期以降の急激な円安進行・物価高騰によりインポートブランド品の販売が落ち込み、不採算店舗の閉店も進めた結果、2023年8月期以降、継続して、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。当連結会計年度においても営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在すると認識しております。

当社グループはこのような状況に対し、中期経営計画に基づくハピネス・アンド・ディの構造改革、No.の宝飾新規事業立ち上げ、Abheriの展開拡大等の早期の黒字化へ向けての取組みを推進しております。構造改革における宝飾部門の強化については、販売高の向上に伴って売上総利益率の改善につながっており、一定の成果を得られております。これに加えて、2025年8月期下期よりバッグ・小物等の売上向上への対策として新たな取組みを推進しております。具体的にはこれまでの並行輸入品の取扱いに加えて、リユース品であるヴィンテージ商品の取扱いを順次進めております。

また、当連結会計年度においては、収支改善への取組みとして行った不採算店舗の閉店も一巡し、今後の収支改善も見通せる状況となっております。

また、資金面においては、当連結会計年度末において、現金及び預金は689,512千円となっております。

今後の安定的な事業継続に必要な資金繰りを維持するため、当社は取引金融機関に対して借入金の元本返済に係る条件変更の申し入れを行い、各金融機関の同意をいただいております。すべての取引金融機関と継続して協議する協調体制を構築しております。メインバンクである株式会社千葉銀行を中心に取引金融機関と緊密な関係を維持しており、今後も継続的な支援が得られるものと考えております。

なお、株式会社千葉銀行と貸付極度額400,000千円の当座貸越契約を2025年8月28日付けで締結し、当該契約に係る当連結会計年度末の借入実行残高は100,000千円となっております。

さらに、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) (1) 第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)及び無担保普通社債の発行」に記載のとおり、2025年10月17日付の取締役会において、第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)(以下、「本新株予約権」といいます。)及び無担保普通社債の発行(以下「本社債」といいます。)について決議し、11月4日付で本新株予約権及び本社債を発行いたしました。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化・中東の紛争激化に加え、米国トランプ政権による関税引き上げ政策や中国経済の減速等、世界情勢に一層の不透明感が増しております。国内においては、インバウンドを中心に観光需要の盛り上がりが見られるものの、原材料や円安水準の高止まりや米価格の高騰による生活不安の高まりもあり、消費者マインドの持ち直しは依然不透明な厳しい経営環境が続いております。

このような状況下、当社グループはグループ戦略に主眼を置いた中期経営計画（2023年10月3日公表、2024年10月29日見直し、2025年4月14日数値計画取下げ）の取組みとして、ハピネス・アンド・ディの構造改革、No.（ナンバードット）の宝飾新規事業立ち上げ、Abheriの展開拡大等を進めてまいりました。

ハピネス・アンド・ディの構造改革といたしましては、前連結会計年度より進めてまいりました宝飾品・プライベートブランド（PB）の拡充、好調の地金商品・ユニセックス商品の強化、宝飾強化店舗の拡大とともに、下期からは、インポートブランド雑貨を中心としたヴィンテージ商品の取扱いを順次開始し取扱店舗の拡大を進めるとともに、カジュアル商品・宝飾催事の強化を重点的に進めてまいりました。

No.の取組みといたしましては、2024年11月にブランドローンチとしてポップアップ店・ECサイトを開設し、グループ合同催事等を通じて販売拡大に努めました。Abheriにつきましては、関西の主力店舗となる大阪店を2025年3月21日にオープンし、東京においては8月に近隣店舗となる新丸ビル店・銀座店を統合いたしました。

業績面におきましては、重点課題とした宝飾催事や地金商品の強化により、宝飾部門は前年同期を上回る成果となったものの、雑貨部門は価格上昇の影響により販売に苦戦いたしました。一方、下期からのヴィンテージ商品の販売は好調なスタートとなり、取扱店舗数は期末に33店舗にまで拡大いたしました。

販売費及び一般管理費につきまして、前連結会計年度17店舗の閉店効果及び人件費を中心とした抑制に努めた結果、一時的な閉店コスト等を計上しておりますが前連結会計年度を下回る結果となりました。一方、Abheriの業績面におきましては堅調に推移してまいりましたが、3月の大阪店出店による売上が純増となったものの、前年度下期からの価格改定やバイヤー買付けの落ち込みの影響を受けました。

店舗の出退店につきましては、新規出店を抑制する一方で、不採算店14店舗を閉店いたしました。これにより2025年8月期末現在57店舗（8月末日を最終営業日とした閉店店舗を含めると64店舗）となり、当社グループ店舗数はAbheri直営店3店舗を加えますと、同60店舗となっております。また、既存店の活性化として、3月に倉敷店、4月に名取店の移転改装を実施いたしました。

なお、前連結会計年度におきまして、ハピネス単体で不採算店17店舗の閉店を順次実施したこと、当連結会計年度においても同不採算店14店舗の閉店を実施したことにより、期末の店舗数は前期71店舗、当期57店舗となっております。この店舗数減少により売上規模は大きく減少となっております。これを受けて当期におけるハピネス単体既存店ベースでの売上高（総額売上高ベース）は前年同期比91.3%、粗利益は同98.0%となっております。構造改革における取組みの中で、高額ブランド商品から粗利率の高い宝飾・地金商品へ商品展開のシフトを進めていることから、既存店売上高は減少となりましたが、同粗利益は前期比で若干の低下にとどまる結果となりました。

なお、上記のほか、特別損失として、店舗の改装等に伴う固定資産廃棄損23,306千円、減損損失218,207千円、店舗閉鎖損失引当金繰入額37,970千円、リース解約損2,716千円を計上いたしました。

さらに、当連結会計年度の実績及び今後の見通しを踏まえ、繰延税金資産を取崩しており、この結果、法人税等調整額は74,106千円となっております。

以上の結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(財政状態)

当連結会計年度末における資産合計は5,650,695千円となりました。

当連結会計年度末における負債合計は5,451,767千円となりました。

当連結会計年度末における純資産合計は198,928千円となりました。

詳細については、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 イ. 財政状態の分析」をご参照ください。

(経営成績)

当連結会計年度の売上高は8,841,449千円となりました。

当連結会計年度の営業損失は404,212千円となりました。

当連結会計年度の経常損失は435,620千円となりました。

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は808,614千円となりました。

詳細については、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 □ 経営成績の分析」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、689,512千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は170,407千円（前期は756,677千円の増加）となりました。これは、主として税金等調整前当期純損失717,822千円、法人税等の支払額51,078千円、仕入債務の減少134,169千円があった一方で、棚卸資産の減少717,993千円、減損損失218,207千円、減価償却費133,548千円があったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は113,388千円（前期は41,832千円の減少）となりました。これは、主として敷金及び保証金の回収による収入40,861千円があった一方で、有形固定資産の取得による支出63,361千円、資産除去債務の履行による支出78,803千円があったこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は348,726千円（前期は1,670,858千円の減少）となりました。これは、主として短期借入れによる収入104,000千円、長期借入れによる収入50,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出360,026千円、長期未払金の返済による支出116,752千円、配当金の支払額28,683千円があったこと等によるものです。

販売及び仕入・生産の実績

当社グループは、宝飾品、時計及びバッグ・小物等の販売・製造という単一セグメントのため、品目別に販売及び仕入・生産の実績を記載しております。

イ．販売実績

a．品目別販売実績

当連結会計年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

- ・宝飾品は、地金商品・PBジュエリー等が引き続き好調であったことで、売上高3,261,493千円（前期比4.0%増）、売上総利益1,803,510千円（前期比4.2%増）となりました。
- ・時計は、価格上昇による海外ブランド時計の落ち込みと時計市場の縮小に伴って、前記より商品展開を絞っており、売上高1,048,312千円（同38.7%減）、売上総利益328,367千円（同35.0%減）となりました。
- ・バッグ・小物は、MD見直しにより手ごろな価格帯の商品やPBバッグが好調に推移する一方で、海外ブランドの価格上昇の影響が続いておりますが、ヴィンテージ商品の販売が寄与したことで売上高4,531,642千円（同23.7%減）、売上総利益1,454,807千円（同22.5%減）となりました。

<商品区分別売上高>

	前連結会計年度	当連結会計年度
宝飾品（千円）	3,135,336	3,261,493
時計（千円）	1,709,235	1,048,312
バッグ・小物（千円）	5,936,395	4,531,642
合計（千円）	10,780,967	8,841,449

<商品区分別売上総利益>

	前連結会計年度 (グループ店舗数74店舗)	当連結会計年度 (グループ店舗数60店舗)
宝飾品（千円）	1,731,312	1,803,510
時計（千円）	504,976	328,367
バッグ・小物（千円）	1,877,895	1,454,807
合計（千円）	4,114,185	3,586,685

b. 地域別売上高

当連結会計年度の地域別売上高は次のとおりであります。

地域	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)	
	売上高(千円)	前年同期比(%)
北海道地区	458,817	77.2%
東北地区	1,128,176	87.6%
関東地区	2,678,456	81.3%
中部地区	1,328,953	82.9%
関西地区	861,598	84.1%
中国・四国地区	693,349	69.8%
九州・沖縄地区	1,653,415	90.7%
海外	11,970	51.1%
E C 事業	26,712	19.4%
合計	8,841,449	82.0%

ロ. 仕入・生産実績

当連結会計年度の仕入・生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)	
	仕入・生産高(千円)	前年同期比(%)
宝飾品	1,747,706	85.0
時計	412,155	59.5
バッグ・小物	2,417,071	76.8
合計	4,576,933	77.6

(注) 宝飾品の仕入・生産高には、株式会社A b H e r i の製造原価138,151千円、株式会社N o . の商品仕入高18,804千円が含まれております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ. 財政状態の分析

a. 流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は、4,764,115千円となり、前連結会計年度末と比較して954,692千円減少しております。これは主として現金及び預金が291,707千円減少、商品及び製品が679,137千円減少したことが要因であります。

b. 固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は、886,579千円となり、前連結会計年度末と比較して446,698千円減少しております。これは主として投資有価証券が25,249千円増加したものの、繰延税金資産が73,440千円減少、建物及び構築物(純額)が193,906千円減少、有形固定資産のその他(純額)が54,783千円減少、敷金及び保証金が98,115千円減少したことが要因であります。

c. 流動負債

当連結会計年度末における流動負債の残高は、4,241,936千円となり、前連結会計年度末と比較して967,733千円増加しております。これは主として未払法人税等が22,456千円減少、流動負債のその他が91,109千円減少、仕入債務（支払手形及び買掛金、電子記録債務の合計）が134,169千円減少したものの、1年内返済予定の長期借入金が1,108,240千円増加、短期借入金が104,000千円増加したことが要因であります。

d. 固定負債

当連結会計年度末における固定負債の残高は、1,209,830千円となり、前連結会計年度末と比較して1,552,402千円減少しております。これは主として長期借入金が1,418,266千円減少、固定負債のその他が70,589千円減少したことが要因であります。

e. 純資産

当連結会計年度末における純資産の残高は、198,928千円となり、前連結会計年度末と比較して816,722千円減少しております。これは主として利益剰余金が838,073千円減少したことが要因であります。

ロ. 経営成績の分析

a. 売上高

売上高は8,841,449千円となりました。

当連結会計年度はハピネス単体14店舗の閉店により、年度末の当社グループ店舗数は60店舗となりました。売上高については閉店による影響を受け、減少しております。

b. 売上総利益

売上総利益は3,586,685千円となりました。輸入ブランド雑貨・時計を縮小し、利益率の高い宝飾品・プライベートブランド（PB）の拡充を進めたことで、売上総利益率は40.6%となりました。

c. 営業利益

営業損失は404,212千円となりました。当連結会計年度の販売費及び一般管理費は3,990,897千円となりました。

d. 経常利益

経常損失は435,620千円となりました。営業外費用として主に支払利息35,987千円を計上いたしました。

e. 特別損益

特別損失は282,201千円となりました。固定資産廃棄損23,306千円、減損損失218,207千円、店舗閉鎖損失引当金繰入額37,970千円を計上いたしました。

f. 法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額

法人税、住民税及び事業税16,686千円、法人税等調整額74,106千円となり、合計額は90,792千円となりました。

g. 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純損失は808,614千円となりました。

ハ. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討の内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、前記「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

キャッシュ・フローの分析並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの分析については、前記「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入のほか販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また投資を目的とした資金需要は、新規出店と既存店改装に関わる設備投資及び今後強化を図る計画であるM&Aや、新たな事業領域・新業態の多店舗展開であります。

当社グループは事業活動の維持拡大に必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入、設備投資や長期運転資金は金融機関からの長期借入、M&Aや、新たな事業領域・新業態の多店舗展開に関する資金は株式市場からの調達を基本としております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りや評価が含まれております。詳細については、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。この会計上の見積りには、その性質上不確実性があり、実際の結果と異なる可能性があります。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において収益拡大のために実施した設備投資は、有形固定資産111,436千円であります。その主なものは、1店舗の新規出店、2店舗の改装等、本社設備投資額等であります。

また、改装による設備の撤去、什器の除却等に伴う固定資産廃棄損23,306千円及び不振店に対する減損損失218,207千円を計上いたしました。減損損失の内容については「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係) 5」に記載のとおりであります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物及び 構築物	リース 資産	敷金及び 保証金	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	事務所	1,529	8,232	20,920	44,435	75,117	47 [3]
北海道地区 5店舗	店舗	0	-	13,620	0	13,620	14 [7]
東北地区 9店舗	店舗	48,639	-	57,141	11,979	117,761	36 [9]
関東地区 16店舗	店舗	25,858	-	141,669	4,753	172,282	65 [14]
中部地区 11店舗	店舗	9,739	-	77,939	0	87,679	32 [9]
関西地区 5店舗	店舗	0	-	35,138	0	35,138	18 [6]
中国・四国地区 3店舗	店舗	24,058	-	32,000	1,225	57,283	21 [7]
九州・沖縄地区 8店舗	店舗	36,672	-	62,380	7,323	106,375	50 [9]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、ソフトウェアであります。
3. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
4. 各地区の店舗については、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載してありますのでご参照下さい。

(2) 国内子会社

2025年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び構 築物	リース資産	敷金及び 保証金	その他	合計	
(株)AbHeri	本社 (東京都千代田区)	事務所	2,851	5,272	2,352	2,611	13,087	20 [-]
	全国3店舗	店舗	62,357	-	38,830	12,517	113,704	13 [3]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、ソフトウェアであります。
3. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
4. 各地区の店舗については、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載してありますのでご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設、改装等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,400,000
計	6,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,591,600	2,591,600	東京証券取引所 スタンダード	単元株式数は100株でありま す。完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あります。
計	2,591,600	2,591,600	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりです。

a. 第1回新株予約権

決議年月日	2013年1月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	47 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,400 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2013年2月1日 至 2043年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 720.50 資本組入額 360.25 (注)2、5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。当該事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で対象者が行使していない本件新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に目的たる株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし1円未満の端数は切り上げる。)とする。なお、資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
3. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日まで、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。但し、やむを得ない事由がある場合には、当社は、その行使期限を延長することができる。
(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が2042年1月31日に至るまでに取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位を喪失しなかった場合は、2042年2月1日から2043年1月31日まで行使できるものとする。
(3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人間の協議により定められた代表相続人1名に限り、その死亡の日から3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
(4) その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編成行為」という。)をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する組織再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的となる株式の種類

組織再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成後の行使価額に上記にしたがって決定される各新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、組織再編成後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける組織再編成対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権の行使期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に上記(注)3の規定により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を当社が無償で取得できるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書ならびに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を当社が無償で取得できるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし1円未満の端数は切り上げる。)とする。なお、資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、組織再編成対象会社の承認を要する。

5. 2013年6月27日開催の取締役会決議により、2013年9月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b. 第2回新株予約権

決議年月日	2014年1月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	47(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(数)	普通株式 9,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2014年2月1日 至 2044年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 725.00 資本組入額 362.50 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。当該事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 「a. 第1回新株予約権(注)1」に同じ。

2. 「a. 第1回新株予約権(注)2」に同じ。

3. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日まで、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。但し、やむを得ない事由がある場合には、当社は、その行使期限を延長することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が2043年1月31日に至るまでに取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位を喪失しなかった場合は、2043年2月1日から2044年1月31日まで行使できるものとする。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人間の協議により定められた代表相続人1名に限り、その死亡の日から3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 「a. 第1回新株予約権(注)4」に同じ。

c. 第3回新株予約権

決議年月日	2015年1月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	47(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2015年1月31日 至 2045年1月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 626.00 資本組入額 313.00 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。当該事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 「a. 第1回新株予約権(注)1」に同じ。

2. 「a. 第1回新株予約権(注)2」に同じ。

3. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日まで、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。但し、やむを得ない事由がある場合には、当社は、その行使期限を延長することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が2044年1月30日に至るまでに取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位を喪失しなかった場合は、2044年1月31日から2045年1月30日まで行使できるものとする。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人間の協議により定められた代表相続人1名に限り、その死亡の日から3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 「a. 第1回新株予約権(注)4」に同じ。

d. 第4回新株予約権

決議年月日	2016年1月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7
新株予約権の数(個)	42(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2016年1月30日 至 2046年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 542.00 資本組入額 271.00 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。当該事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 「a. 第1回新株予約権(注)1」に同じ。

2. 「a. 第1回新株予約権(注)2」に同じ。

3. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日まで、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。但し、やむを得ない事由がある場合には、当社は、その行使期限を延長することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が2045年1月29日に至るまでに取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位を喪失しなかった場合は、2045年1月30日から2046年1月29日まで行使できるものとする。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人間の協議により定められた代表相続人1名に限り、その死亡の日から3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 「a. 第1回新株予約権(注)4」に同じ。

e. 第5回新株予約権

決議年月日	2017年1月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7
新株予約権の数(個)	42(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2017年2月1日 至 2047年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 489.50 資本組入額 244.75 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。当該事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 「a. 第1回新株予約権(注)1」に同じ。

2. 「a. 第1回新株予約権(注)2」に同じ。

3. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日まで、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。但し、やむを得ない事由がある場合には、当社は、その行使期限を延長することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が2046年1月31日に至るまでに取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位を喪失しなかった場合は、2046年2月1日から2047年1月31日まで行使できるものとする。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人間の協議により定められた代表相続人1名に限り、その死亡の日から3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 「a. 第1回新株予約権(注)4」に同じ。

f. 第7回新株予約権

決議年月日	2017年12月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	34(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2018年1月11日 至 2048年1月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,361.00 資本組入額 680.50 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。当該事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 「a. 第1回新株予約権(注)1」に同じ。

2. 「a. 第1回新株予約権(注)2」に同じ。

3. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日まで、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。但し、やむを得ない事由がある場合には、当社は、その行使期限を延長することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が2047年1月10日に至るまでに取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位を喪失しなかった場合は、2047年1月11日から2048年1月10日まで行使できるものとする。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人間の協議により定められた代表相続人1名に限り、その死亡の日から3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 「a. 第1回新株予約権(注)4」に同じ。

g. 第10回新株予約権

決議年月日	2018年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	94(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2019年1月10日 至 2049年1月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498.00 資本組入額 249.00 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。当該事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で対象者が行使していない本件新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に目的たる株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 「a. 第1回新株予約権(注)2」に同じ。

3. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日まで、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。但し、やむを得ない事由がある場合には、当社は、その行使期限を延長することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者が2048年1月9日に至るまでに取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位を喪失しなかった場合は、2048年1月10日から2049年1月9日まで行使できるものとする。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人間の協議により定められた代表相続人1名に限り、その死亡の日から3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。

(4) 新株予約権者は、2019年8月末日を議決権行使の基準日とする定時株主総会の開催日までに役員退任日が到来した場合(新株予約権者が死亡した場合を含む。)には、上記(1)並びに(3)の定めにかかわらず、当該新株予約権者は権利行使ができないものとする。

(5) その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 「a. 第1回新株予約権(注)4」に同じ。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりです。なお、当社は、2025年10月17日の取締役会において、2023年10月30日に発行いたしました第11回及び第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の取得及び消却について決議し、2025年11月11日において、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後ただちに全部を消却いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」をご参照ください。

a. 第11回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）

決議年月日	2023年10月12日
新株予約権の数（個）	2,900
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 290,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,200（注）2, 3, 4
新株予約権の割当先	三田証券株式会社に対する第三者割当方式
新株予約権の行使期間	自 2023年10月31日 至 2026年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,205.08 資本組入額 （注）5
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2025年8月31日）における内容を記載しております。なお、2025年10月17日の取締役会において、第11回新株予約権の取得及び消却について決議し、2025年11月11日において、残存する第11回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後ただちに全部を消却いたしました。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

（1）本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は100株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として300,000株とする。但し、（注）1.（2）乃至（4）により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（2）当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

（3）当社が行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）4. に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（4）調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る（注）4.（2）及び（5）による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（5）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、（注）4. に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、(注)2.(2)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、1,200円とする。但し、行使価額は(注)3.に定める修正及び(注)4.に定める調整を受ける。

3. 行使価額の修正

- (1) 当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は次号に従い本新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとする。
- (2) 行使価額は、前号に定める取締役会の決議日以後、(注)7.(3)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が712円(以下「下限行使価額」といい、(注)4.の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、(注)4.(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(注)4.(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(注)4.(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(注)4.(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(注)4.(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(注)4.(2)乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、(注)4.(2)乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前行使} & \text{調整後行使} \\ \text{価額} & \text{価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第2号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、(注)4.(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5)(注)4.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)(注)4.(2)の規定にかかわらず、(注)4.(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)3.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、(注)4.(2)に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額((注)3.に定義する。)については、かかる調整を行うものとする。

(7)行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(注)4.(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6. 合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付の場合の本新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数を基に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件

本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

7. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

(1) 第11回新株予約権の行使価額はそれぞれ1,200円で固定されているが、行使価額修正型への転換権が当社に付与されており、当社の資金調達のために必要と判断する場合には、上記(注)3.に記載のとおり、当社取締役会の決議により転換権を行使し行使価額の修正を行うことができる。

(2) 本新株予約権の行使価額が修正された場合、資金調達の額は増加または減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び、当社が取得した本新株予約権を消却した場合は、資金調達の額は減少する。

(3) 行使価額の修正基準、修正頻度及び下限価額は、(注)3.に記載のとおりである。

(4) 新株予約権の権利の行使についての所有者との間の取決めの内容

当社は、三田証券株式会社との間で、本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます）を割当先に行わせない。また、割当先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行い、本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対し、当社との間で同様の内容を約させる。また、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し、当社との間で同様の内容を約させる。

(5) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(6) 当社は第11回新株予約権に係る行使価額修正型新株予約権への転換権を行使しております。

b. 第12回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）

決議年月日	2023年10月12日
新株予約権の数（個）	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 300,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,500（注）2, 3, 4
新株予約権の割当先	三田証券株式会社に対する第三者割当方式
新株予約権の行使期間	自 2023年10月31日 至 2026年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,500.88 資本組入額（注）5
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2025年8月31日）における内容を記載しております。なお、2025年10月17日の取締役会において、第12回新株予約権の取得及び消却について決議し、2025年11月11日において、残存する第12回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後ただちに全部を消却いたしました。

（注）1. 「a. 第11回新株予約権（注）1」に同じ。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（1）各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、（注）2.（2）に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

（2）本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1,500円とする。但し、行使価額は（注）3.に定める修正及び（注）4.に定める調整を受ける。

3. 「a. 第11回新株予約権（注）3」に同じ。

4. 「a. 第11回新株予約権（注）4」に同じ。

5. 「a. 第11回新株予約権（注）5」に同じ。

6. 「a. 第11回新株予約権（注）6」に同じ。

7. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

（1）第12回新株予約権の行使価額はそれぞれ1,500円で固定されているが、行使価額修正型への転換権が当社に付与されており、当社の資金調達のために必要と判断する場合には、上記（注）3.に記載のとおり、当社取締役会の決議により転換権を行使し行使価額の修正を行うことができる。

（2）本新株予約権の行使価額が修正された場合、資金調達の額は増加または減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び、当社が取得した本新株予約権を消却した場合は、資金調達の額は減少する。

（3）行使価額の修正基準、修正頻度及び下限価額は、（注）3.に記載のとおりである。

（4）新株予約権の権利の行使についての所有者との間の取決めの内容

当社は、三田証券株式会社との間で、本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます）を割当先に行わせない。また、割当先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行い、本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対し、当社との間で同様の内容を約させる。また、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し、当社との間で同様の内容を約させる。

(5) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第11回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）

	中間会計期間 (2025年3月1日から 2025年8月31日まで)	第35期 (2024年9月1日から 2025年8月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	100
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	10,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	712
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	7,120
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	100
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	10,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	712
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	7,120

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月12日 (注1)	15,800	2,560,600	7,457	339,054	7,457	316,054
2022年1月12日 (注2)	10,500	2,571,100	4,730	343,785	4,730	320,785
2023年1月11日 (注3)	10,500	2,581,600	4,914	348,699	4,914	325,699
2024年9月1日 ~2025年8月31日 (注4)	10,000	2,591,600	3,585	352,284	3,585	329,284

注1：譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

発行価格 944円

資本組入額 472円

割当先 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名

注2：譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

発行価格 901円

資本組入額 450.5円

割当先 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名

注3：譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

発行価格 936円

資本組入額 468円

割当先 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名

注4：新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2025年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	10	39	4	23	5,127	5,204	-
所有株式数(単元)	-	2	157	1,597	74	38	23,938	25,806	11,000
所有株式数の割合(%)	-	0.007	0.608	6.188	0.286	0.147	92.761	100.000	-

(注) 自己株式45,897株は、「個人その他」に458単元、「単元未満株式の状況」に97株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
田 篤史	東京都江東区	587,500	23.08
田 泰夫	東京都中央区	558,200	21.93
有限会社DEN	千葉県香取市小見1021番地	150,000	5.89
野村 正治	兵庫県芦屋市	107,000	4.20
田 啓子	千葉県香取市	70,000	2.75
ハピネス・アンド・ディ従業員持株会	東京都中央区銀座1丁目16-1	18,300	0.72
長戸 悠一郎	千葉県千葉市	16,900	0.66
前原 聡	東京都練馬区	12,300	0.48
新沼 吾史	東京都中野区	11,800	0.46
高安 勝	東京都江戸川区	9,080	0.36
計	-	1,541,080	60.54

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 45,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,534,800	25,348	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は100 株であります。
単元未満株式	普通株式 11,000	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	2,591,600	-	-
総株主の議決権	-	25,348	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式97株が含まれております。

【自己株式等】

2025年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社ハビネス・アンド・ディ	東京都中央区銀座 一丁目16番1号	45,800	-	45,800	1.77
計	-	45,800	-	45,800	1.77

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第13号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	8,401	-
当期間における取得自己株式	965	-

- (注) 1. 当事業年度における取得自己株式及び当期間における取得自己株式は、譲渡制限付株式の無償取得9,366株であります。
2. 当期間における取得自己株式には、2025年11月1日から有価証券報告書提出日までの譲渡制限付株式の無償取得及び単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使)	2,000	1,076,772	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	-	-	-	-
保有自己株式数	45,897	-	46,862	-

- (注) 当期間における自己株式の処分及び保有自己株式数には、2025年11月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による処分、譲渡制限付株式報酬による処分、譲渡制限付株式の無償取得及び単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を企業経営の観点から極めて重要と考えており、継続的な安定配当を基本方針といたします。内部留保につきましては、経営体質の強化と新規出店等の設備投資等に活用し、収益基盤の強化・拡充を図ってまいります。配当性向につきましては、今後の事業展開、業績見通し等を総合的に勘案しながら、30%程度、1株当たり年間配当額15円を最低額としておりました。

また、当社は、年2回、中間期及び期末に剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、期末剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

2025年8月期の剰余金の配当におきましては、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、大変厳しい結果となりましたことから、誠に遺憾ながら期末配当を無配とさせていただきます。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2025年4月14日 取締役会決議	10,393	7.5

当社の筆頭株主である当社代表取締役社長(現取締役副社長)田篤史、代表取締役会長田泰夫、専務取締役(現代表取締役社長)前原聡、取締役丸山誠、取締役平住明子から当社取締役会に対し、業績の不振に鑑み中間配当金の受取りを辞退したい旨の申し出があり、辞退した金額(8,721千円)については、配当金の総額より除いております。

当社は、株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、2021年8月期より中間配当を実施しております。

当社は「取締役会の決議により、毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、「お客様一人ひとりに喜びや感動を提供できる魅力的なショップ」を提供するため、事業環境の変化に即応できる経営の効率性及び透明性を確保するとともに、株主各位をはじめとするステークホルダーの皆様のご期待にお応えするため、企業価値を継続的に高めていくことを経営上最も重要な課題と認識しております。そのために以下の体制をとっております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社を採用しております。会社の機関とその内容は以下のとおりです。

・取締役会

取締役会は、田 泰夫、前原 聡、田 篤史、丸山 誠、平住 明子の取締役5名、及び庄司 匡、久保 達弘（社外取締役）、太田 美和子（社外取締役）の監査等委員である取締役3名で構成されており、代表取締役社長 前原 聡が議長を務めております。社外取締役2名は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

取締役会は、中期経営計画及び年度予算を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、その進捗を毎月報告させ、業務執行を監督しております。

・監査等委員会

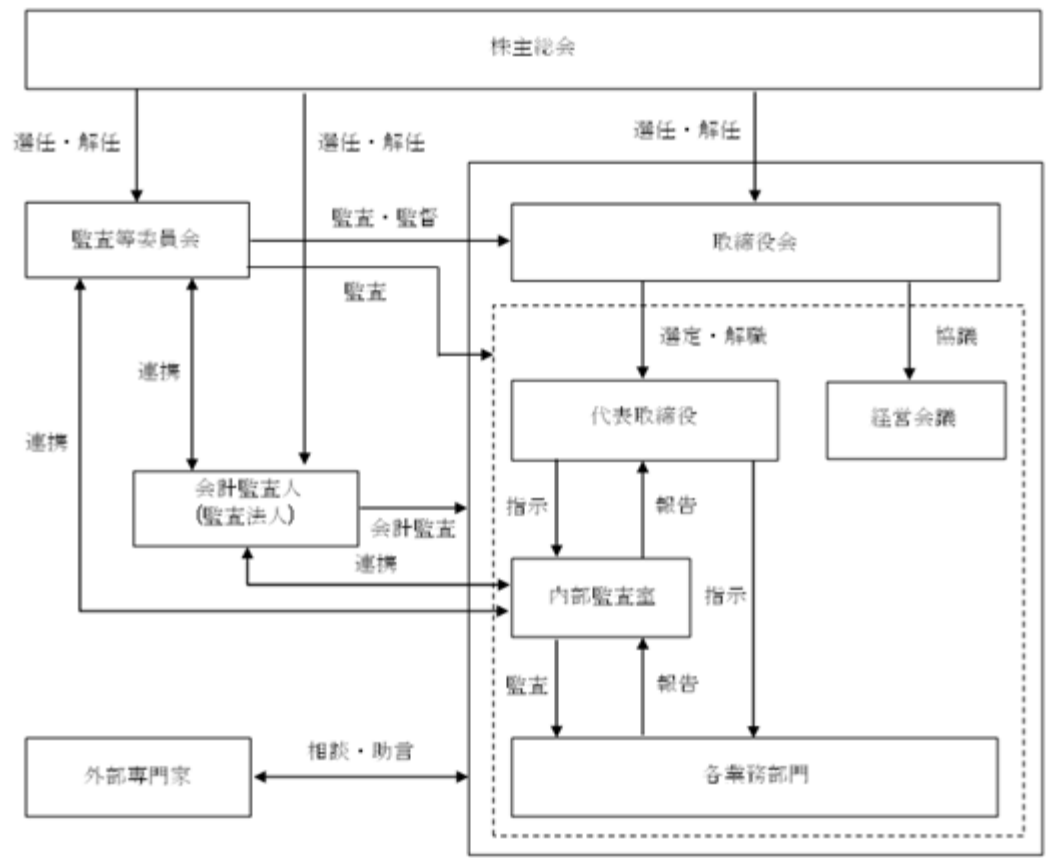
監査等委員会は、監査等委員である庄司 匡（常勤）、久保 達弘（社外取締役）、太田 美和子（社外取締役）で構成されております。常勤の監査等委員は、取締役会や経営会議など社内の重要会議に出席するほか、取締役及び従業員から情報を収集するなどして、業務執行状況の確認を行います。また、代表取締役、業務執行取締役及び各部門長と監査等委員会との懇談会を開催し、業務執行に関する課題、リスク等に関し意見交換を行います。また、毎月の定例監査等委員会のほか、必要に応じ臨時監査等委員会を開催するとともに、内部監査部門及び会計監査人と密接に連携し、監査の実効性の向上を図っております。

・経営会議

経営会議は、田 泰夫、前原 聡、田 篤史、庄司 匡、平住 明子、の固定構成員5名、及び協議事項ごとに代表取締役社長が指名する臨時構成員で構成されており、代表取締役社長 前原 聡が議長を務めております。

経営会議は、各部門による報告並びに取締役会に諮る重要事項、諮ることを予定する重要事項及び議長が協議を要すると判断した事項の協議をすることを目的として、毎月開催しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。



b. 当該体制を採用する理由

当社は、経営意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確な経営判断が可能な経営体制をとっております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性・妥当性の監査・監督機能を担うことで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

当社は、事業内容、規模等から勘案し、上記の企業統治の体制が適切であると考え、当該体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めておりますが、2018年11月29日に監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、同日の取締役会において、同基本方針を改定する決議を行っております。また、2023年7月12日の取締役会にて企業集団における業務の適正を確保するための体制について、一部改定を行っております。概要は次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規程」をはじめ関連諸規程を定める。
- (2) 法令及び定款遵守の実効性を確保するため、取締役会の下に設けられたリスク管理委員会を中心にコンプライアンスの推進を図る。
- (3) 内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について内部監査を行い、適宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。
- (4) 法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。
- (5) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「反社会的勢力対策規程」に則り、毅然とした対応をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
 - (2) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役が常時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理する。
 - (3) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理体制の整備は、「リスク管理規程」に定めるリスク管理委員会を中心にその推進を図る。
 - (2) 平時においては企業活動に関わるリスクを洗い出し、その対応策を社内規程やマニュアル等に定める。
 - (3) リスクが顕在化した場合には、「防災マニュアル」その他の定めに従って、迅速な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 組織規程、業務分掌規程等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。
 - (2) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - (3) 経営会議を原則月1回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保する。
 - (4) 取締役及び執行役員は、職務執行状況を適宜取締役会に報告する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
 - (2) 上記報告体制を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理体制の整備を図る。
 - (3) 子会社の自主性を尊重するとともに、事業の内容及び規模に応じた適切な子会社支援を実施し、子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (4) リスク管理委員会を中心に子会社を含むグループ全体のコンプライアンスの推進を図る。また、内部通報制度の対象に子会社の役員及び従業員も含める。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
 - (2) 当該従業員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行う。
 - (3) 当該従業員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処する。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて、その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - (2) 取締役及び従業員は、業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - (3) 当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。
 - (4) 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会、経営会議のほか、重要な会議に出席することができる。
 - (5) 重要な決裁書類は、監査等委員会が選定する監査等委員の閲覧に供する。
8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

9.その他監査等委員会の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人及び内部監査室は、定期的または必要に応じて監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会監査の実効性の確保に努める。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

上記1.(5)に記載のとおり、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、「反社会的勢力対策規程」に則り、毅然とした対応をとることとしており、全社員に周知しております。

反社会的勢力への対応は主管部署が統括し、警察をはじめ外部専門機関と連携を密にし、反社会的勢力に関する情報収集や対応についての助言を得る等不測の事態に備えております。

リスク管理体制の整備の状況

1.リスク管理体制及び取組みの状況

当社は、事業の継続・安定的発展を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制を強化しております。また、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を定期的開催し、広範なリスク管理に関し協議を行い、法令改正に伴って勉強会を実施するとともに、下部のワーキンググループが具体的な対応を検討しております。

なお、地震、火災等の災害に対処するため「防災マニュアル」を定め、災害に備えております。

2.コンプライアンス体制及び取組みの状況

当社は、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス精神を浸透させるとともに、役員・従業員の行動の基本としております。この実効性を確保する制度として、各種社内規程、内部監査室、内部通報制度等を設けております。

3.情報セキュリティ体制及び取組みの状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、代表取締役社長が「情報セキュリティポリシー」を宣言しております。これに基づいて、「情報セキュリティ管理規程」「情報システム管理規程」「個人情報保護規程」等を定め、当社の情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項に基づき、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。この契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額である旨を定款に定めております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員、退任役員であり、補填対象とされる保険事故は、被保険者が職務の執行に関し負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等の損害を填補することとしております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額、当社が負担しております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社の取締役選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及び理由

当社は、以下について株主総会の決議によらず、取締役会で決議することができる旨を定款に定めております。

・ 中間配当

当社は、年1回、期末に剰余金の配当を行うことを基本的な方針としておりますが、株主に対する機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議にて中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

・ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

取締役会の活動状況

当社は、取締役会を14回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりです。

区分	氏名	出席状況
代表取締役会長	田 泰夫	全14回中14回
代表取締役社長	前原 聡	全14回中14回
取締役副社長	田 篤史	全14回中14回
取締役	高安 勝	全4回中4回
取締役	高橋 寿夫	全3回中1回
取締役	丸山 誠	全14回中14回
取締役	平住 明子	全10回中10回
取締役（監査等委員）	追川 正義	全4回中4回
取締役（監査等委員）	庄司 匡	全10回中10回
社外取締役（監査等委員）	久保 達弘	全14回中14回
社外取締役（監査等委員）	太田 美和子	全14回中14回

- (注) 1. 取締役 高安 勝及び追川 正義は、第34回定時株主総会の終結の時をもって退任されており、上記は総会前に開催された取締役会について記載しております。
2. 取締役 高橋 寿夫は、2024年10月31日をもって退任されており、上記は退任前に開催された取締役会について記載しております。
3. 取締役 平住 明子及び庄司 匡は、第34回定時株主総会において選任され、上記は総会後に開催された取締役会について記載しております。

< 検討・審議内容 >

- ・ 剰余金の配当に関する事項
- ・ 決算承認等決算に関する事項
- ・ 予算等の経営計画に関する事項
- ・ 株主総会に関する事項
- ・ 重要な人事に関する事項
- ・ 組織・関連規程に関する事項
- ・ 重要な投資（店舗・システム等）及び店舗閉店等に関する事項
- ・ 資本政策に関する事項
- ・ 内部統制に関する事項

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2025年11月26日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性 6名 女性 2名 （役員のうち女性の比率 25.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	田 泰夫	1947年10月24日	1967年11月 有限会社デン時計店（後に有限会社 デンに社名変更）入社 1978年 7月 同社取締役 1990年 9月 当社設立 代表取締役社長 2019年11月 当社代表取締役会長（現任）	(注) 1	558,200
代表取締役 社長	前原 聡	1967年10月29日	1991年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社み ずほ銀行）入行 2004年 7月 みずほインベスターズ証券株式会 社（現みずほ証券株式会社）出向 2012年 9月 株式会社トライアルカンパニー入 社 2014年10月 株式会社トライアル開発 代表取 締役社長 2017年 6月 株式会社トライアルカンパニー取 締役 2018年 6月 同社専務取締役 2020年 6月 当社入社 専務執行役員 2020年11月 当社専務取締役 2022年 1月 ジットグループ株式会社 社外取 締役 2022年12月 株式会社A b H e r i 代表取締 役（現任） 2023年10月 株式会社N o . 取締役（現任） 2024年 7月 ジット株式会社 社外取締役（現 任） 2025年 6月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 1	12,300
取締役副社長	田 篤史	1972年11月13日	1992年 4月 当社入社 2002年10月 当社取締役 2005年 6月 当社常務取締役第一営業企画部長 2006年 7月 当社常務取締役総務部長 2008年 3月 当社取締役経営企画部長 2009年 1月 当社取締役営業本部長 2015年 9月 当社取締役事業推進部長 2018年 1月 当社取締役情報推進部長 2019年11月 当社代表取締役社長 2023年 9月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2025年 6月 当社取締役副社長（現任）	(注) 1	587,500
取締役管理部長	丸山 誠	1979年 1月29日	1997年 4月 株式会社キムラヤ入社 2008年 1月 当社入社 2010年12月 当社執行役員営業部副部長 2015年 9月 当社商品部長 2017年 9月 当社執行役員店舗開発部長 2021年11月 当社取締役社長室長兼店舗開発部 長 2024年 9月 当社取締役社長室長兼店舗開発部 長兼営業部長 2025年 6月 当社取締役管理部長（現任）	(注) 1	5,380

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 商品本部長	平住 明子	1983年7月5日	2007年2月 当社入社 2017年9月 当社商品部長 2020年6月 当社執行役員商品部長 2021年10月 当社執行役員商品本部長兼商品開発部長 2024年11月 当社執行役員商品本部長 2024年11月 当社取締役商品本部長(現任)	(注)1	980
取締役 (監査等委員)	庄司 匡	1961年7月19日	1984年4月 野村證券株式会社入社 2014年5月 株式会社トライアルカンパニー出向(部付き部長) 2018年6月 野村ヘルスケア・サポート&アドバイザリー株式会社出向 2024年9月 当社顧問 2024年11月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	久保 達弘	1978年3月14日	2005年10月 弁護士登録(現在東京弁護士会)フレッシュフィールズ ブルックハウス デリンガー法律事務所 東京オフィス入所 2009年10月 三井物産株式会社法務部出向(~2011年6月) 2011年8月 米国ペンシルバニア大学ロースクール留学 2012年5月 同ロースクール法学修士課程卒業 2012年9月 フレッシュフィールズ ブルックハウス デリンガー法律事務所 東京オフィス退所 2012年10月 松田綜合法律事務所入所 2016年4月 同法律事務所パートナー弁護士(現任) 2022年11月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	太田 美和子	1970年7月8日	1991年9月 富士通株式会社入社 1997年10月 ひまわり法律事務所入所 2002年10月 株式会社ブレインリード入社 2006年4月 株式会社リアル・フリート(現amadana株式会社)入社 2009年12月 東京港税理士法人(現プライム税理士法人)入所 2013年6月 株式会社ネスト入社(現任) 2014年1月 青山外苑会計事務所(現Aoyama Accounting税理士法人)入所 2014年12月 税理士試験5科目合格 2015年4月 長谷川正和税理士事務所入所(現ESネクスト税理士法人) 2015年6月 税理士登録(東京税理士会) 2017年5月 太田美和子税理士事務所設立 代表(現任) 2019年6月 東京税理士会京橋支部 幹事・委員受嘱(現任) 2021年6月 東京税理士会本会 委員受嘱(現任) 2023年11月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	-
計					1,164,360

- (注)1. 2024年11月28日開催の定時株主総会の終結のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
2. 2024年11月28日開催の定時株主総会の終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
3. 取締役副社長 田 篤史は代表取締役会長 田 泰夫の長男であります。
4. 久保 達弘及び太田 美和子の両氏は社外取締役であります。
5. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 庄司 匡、委員 久保 達弘、委員 太田 美和子
- b. 2025年11月29日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の状況及びその任期は、以下

のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性 6名 女性 2名 （役員のうち女性の比率 25.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	田 泰夫	1947年10月24日	1967年11月 有限会社デン時計店（後に有限会社 デンに社名変更）入社 1978年 7月 同社取締役 1990年 9月 当社設立 代表取締役社長 2019年11月 当社代表取締役会長（現任）	(注) 1	558,200
代表取締役 社長	前原 聡	1967年10月29日	1991年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社み ずほ銀行）入行 2004年 7月 みずほインベスターズ証券株式会 社（現みずほ証券株式会社）出向 2012年 9月 株式会社トライアルカンパニー入 社 2014年10月 株式会社トライアル開発 代表取 締役社長 2017年 6月 株式会社トライアルカンパニー取 締役 2018年 6月 同社専務取締役 2020年 6月 当社入社 専務執行役員 2020年11月 当社専務取締役 2022年 1月 ジットグループ株式会社 社外取 締役 2022年12月 株式会社A b H e r i 代表取締 役（現任） 2023年10月 株式会社N o . 取締役（現任） 2024年 7月 ジット株式会社 社外取締役（現 任） 2025年 6月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 1	12,300
取締役社長室長	田 篤史	1972年11月13日	1992年 4月 当社入社 2002年10月 当社取締役 2005年 6月 当社常務取締役第一営業企画部長 2006年 7月 当社常務取締役総務部長 2008年 3月 当社取締役経営企画部長 2009年 1月 当社取締役営業本部長 2015年 9月 当社取締役事業推進部長 2018年 1月 当社取締役情報推進部長 2019年11月 当社代表取締役社長 2023年 9月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2025年 6月 当社取締役副社長 2025年11月 当社取締役社長室長（現任）	(注) 1	587,500
取締役管理部長	丸山 誠	1979年 1月29日	1997年 4月 株式会社キムラヤ入社 2008年 1月 当社入社 2010年12月 当社執行役員営業部副部長 2015年 9月 当社商品部長 2017年 9月 当社執行役員店舗開発部長 2021年11月 当社取締役社長室長兼店舗開発部 長 2024年 9月 当社取締役社長室長兼店舗開発部 長兼営業部長 2025年 6月 当社取締役管理部長（現任）	(注) 1	5,380

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 商品本部長	平住 明子	1983年7月5日	2007年2月 当社入社 2017年9月 当社商品部長 2020年6月 当社執行役員商品部長 2021年10月 当社執行役員商品本部長兼商品開発部長 2024年11月 当社執行役員商品本部長 2024年11月 当社取締役商品本部長(現任)	(注)1	980
取締役 (監査等委員)	庄司 匡	1961年7月19日	1984年4月 野村證券株式会社入社 2014年5月 株式会社トライアルカンパニー出向(部付き部長) 2018年6月 野村ヘルスケア・サポート&アドバイザリー株式会社出向 2024年9月 当社顧問 2024年11月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	久保 達弘	1978年3月14日	2005年10月 弁護士登録(現在東京弁護士会)フレッシュフィールズ ブルックハウス デリンガー法律事務所 東京オフィス入所 2009年10月 三井物産株式会社法務部出向(~2011年6月) 2011年8月 米国ペンシルバニア大学ロースクール留学 2012年5月 同ロースクール法学修士課程卒業 2012年9月 フレッシュフィールズ ブルックハウス デリンガー法律事務所 東京オフィス退所 2012年10月 松田綜合法律事務所入所 2016年4月 同法律事務所パートナー弁護士(現任) 2022年11月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	太田 美和子	1970年7月8日	1991年9月 富士通株式会社入社 1997年10月 ひまわり法律事務所入所 2002年10月 株式会社ブレインリード入社 2006年4月 株式会社リアル・フリート(現amadana株式会社)入社 2009年12月 東京港税理士法人(現プライム税理士法人)入所 2013年6月 株式会社ネスト入社(現任) 2014年1月 青山外苑会計事務所(現Aoyama Accounting税理士法人)入所 2014年12月 税理士試験5科目合格 2015年4月 長谷川正和税理士事務所入所(現ESネクスト税理士法人) 2015年6月 税理士登録(東京税理士会) 2017年5月 太田美和子税理士事務所設立 代表(現任) 2019年6月 東京税理士会京橋支部 幹事・委員受嘱(現任) 2021年6月 東京税理士会本会 委員受嘱(現任) 2023年11月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	-
計					1,164,360

- (注)1. 2025年11月29日開催の定時株主総会の終結のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
2. 2024年11月28日開催の定時株主総会の終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
3. 取締役社長室長 田 篤史は代表取締役会長 田 泰夫の長男であります。
4. 久保 達弘及び太田 美和子の両氏は社外取締役であります。
5. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 庄司 匡、委員 久保 達弘、委員 太田 美和子

社外役員の状況

当社の社外役員は、社外取締役2名であり、いずれも監査等委員である取締役であります。

イ．社外取締役と当社との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係

社外取締役 久保 達弘氏は、松田綜合法律事務所のパートナーであり、弁護士として高い専門性を持つほか、企業法務に関する豊富な経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として監査等に活かしていただけると判断して選任しております。当社と松田綜合法律事務所の間には顧問契約及び役務提供等の取引関係がありますが、取引の規模や性質に照らして、業務の独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

社外取締役 太田 美和子氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士として企業税務に精通しており、経営の健全性及び透明性の向上に貢献する資質と見識を備えており、その見識などに基づき当社の経営全般の監督機能及び当社グループのガバナンス強化のために尽力いただくと判断して選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反の生じる恐れがないものと判断しております。

また、両社外取締役個人と会社との間にその他の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

ロ．社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員3名（うち2名が社外取締役）、そのうち1名が常勤監査等委員の構成となっており、社外取締役2名を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外取締役は、毎月開催される取締役会及び監査等委員会に出席するほか、常勤監査等委員と常に連携し、経営に係る重要事項を把握し、それぞれの専門的知識や経験を活かすとともに、客観的な視点から経営全般の監督、監査を行います。

当社は、事業内容や規模を勘案し、現在のコーポレート・ガバナンス体制において、外部からの客観的かつ中立的な経営監視機能が確保されると考えております。

ハ．社外取締役の選任状況に関する当社の考え方

当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準「社外役員の独立性に関する判断基準」を定めており、会社から独立した立場からの専門的知見に基づく適切な監査、監督により、経営判断の妥当性及び透明性を高めることができる人物を選定することとしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は、監査等委員会のほか、会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と必要に応じて相互に連携し三様監査の実効性を高めるとともに、公正な経営の意思決定を確保するための指摘・提言等を行っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は3名のうち2名が社外取締役であり、取締役の職務の執行に対し独立的な立場から適切な意見を述べることができ、監査等委員としてふさわしい人格、見識及び倫理観を有している者を選任しております。なお、監査等委員太田美和子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。

当事業年度における監査等委員会は13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は下記のとおりであります。

庄司 匡	監査等委員（常勤）	10回中10回(100%)
久保 達弘	監査等委員	13回中13回(100%)
太田 美和子	監査等委員	13回中13回(100%)

(注)1. 庄司 匡氏は、2024年11月28日開催の定時株主総会において選任されております。

監査等委員会における具体的な検討内容は、年間監査計画とその推進状況、内部統制システムの整備・運用状況、取締役の職務執行の妥当性、事業報告及び附属明細書の適法性、会計監査人の監査方法及び監査結果の相当性等であります。

常勤監査等委員は、社内の重要会議に出席することなどにより情報の収集を行い、監査等委員会での共有を図るほか、内部統制システムの運用状況について適宜監視しております。

監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、各々の監査状況に関し定期的に意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

内部監査の状況

当社は、業務執行の適正性・効率性を確保するために、通常の業務から独立した機関として代表取締役直轄の内部監査室を設け、専任者1名が、会社全業務について「内部監査規程」に基づき必要な業務監査を実施しております。

内部監査室と監査等委員会は、期初に監査計画について協議するとともに、月1回の監査等委員会にて情報共有を行い、常に連携しております。また、両者は会計監査人とも適宜会合して情報交換を行い、連携に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：中川 真紀子、矢島 学

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他（IT担当等）12名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

f. 監査等委員及び監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、上記会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査等委員会・経理部門・内部監査室等とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、ESネクスト有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,000	-	25,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	19,000	-	25,000	-

(注) 当連結会計年度に係る監査証明業務に基づく報酬には、事業報告作成以後発生した追加報酬2,000千円が含まれております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬は、監査予定時間及び業務の特性等の要素を勘案して、監査等委員会の同意を受けたうえで決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は、2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、同じく2018年11月29日開催の第28回定時株主総会において年額1,500万円以内と決議しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、2019年11月28日開催の第29回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、年額2,000万円以内で譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することを決議しております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名、取締役（監査等委員）3名であります。

役員区分ごとの報酬等の額に関する考え方及び算定方法の決定に関する事項は、以下のとおりです。

（取締役（監査等委員である取締役を除く。））

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ．目的

取締役の報酬は、取締役に適切な職務執行のインセンティブを付与する手段となりうることから、報酬の決定プロセスの透明化を図り、適切なインセンティブとしての機能を向上させることを目的とする。

ロ．報酬体系

A．報酬の種類

取締役の報酬の種類は、固定報酬及び役員賞与並びに譲渡制限付株式報酬とする。

固定報酬は、各取締役の地位や職責を基本に個別評価を加えて決定する。

役員賞与は、年度の業績、目標達成水準等を勘案して決定する。

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、各取締役の地位や職責を基本に個別評価を加えて決定する。

B．種類ごとの比率

株主総会において報酬限度額は、金銭報酬（固定報酬と役員賞与）が年額150,000千円以内、譲渡制限付株式報酬が年額20,000千円以内と決議されていることから、実際の付与にあたってはこの比率7.5：1を目安とする。

ハ．報酬の決定プロセス

取締役の報酬の額は、固定報酬及び役員賞与並びに譲渡制限付株式報酬いずれも、株主総会において決定された報酬総額の範囲内において取締役会において決定する。個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長に委任するものとし、代表取締役会長は、業績、個人の貢献度等を総合的に勘案し、個人別の報酬を決定する。

ニ．報酬を与える時期

取締役の報酬を与える時期は、固定報酬は取締役選任に係る定時株主総会直後の臨時取締役会において決定し、役員賞与は支給月の前月の取締役会にて決定する。譲渡制限付株式報酬は取締役が職務執行を開始する日から1ヶ月を経過する日までに付与株式数を決議し、当該決議の日から1ヶ月を経過するまでに付与するものとする。

ホ．今後の対応

法令改正の趣旨を踏まえて、取締役の報酬決定に係る透明性を一層高めるための検討を継続する。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る基本方針につきましては、取締役会にて、上記株主総会決議の範囲内において決定しております。また、取締役会は、代表取締役 田 泰夫に対し、各取締役の固定報酬の額、各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与及び譲渡制限付株式（監査等委員である取締役を除く。）の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、当該一任された権限が適切に行使されるよう、取締役会による一任の決議は、毎年、行うものとしております。

（監査等委員）

監査等委員の報酬等の額は、常勤監査等委員と非常勤監査等委員の別、社内監査等委員と社外監査等委員の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員会での協議により決定しております。

当社では役員持株会を通じて、役員の自社株式購入を推進しております。これは、役員報酬が企業業績のみならず株価とも連動性を持つことにより、各役員が株主との思いを共有し、中長期的な企業価値向上への意識を高めることを目的としております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			支給人員 (名)
		固定報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	40,610	40,610	-	-	7
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	5,025	5,025	-	-	2
社外役員	6,372	6,372	-	-	2

(注) 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なものが存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的とは専ら株式の価値変動や株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合と考えております。一方、純投資目的以外とは当社の顧客及び取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化や当社の中長期的な企業価値向上に資する場合と考えております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に限り、株式の政策保有を行います。保有する政策保有株式（上場株式）については、毎年の当社取締役会において、個別銘柄の保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に継続保有の合理性を検証しておりますが、下記c.の特定投資株式に記載のとおり、継続保有に合理性があると判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	1,600
非上場株式以外の株式	1	52,663

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	4,441	取引先持株会で定期買付による増加

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(注)株式の併合、株式の分割、株式移転、株式交換、合併等の組織再編成等で株式数が変動した銘柄を含めておりません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
イオンモール(株)	-	13,346	取引関係の維持・強化のため保有しております。 2025年7月1日付でイオン(株)との株式交換をしました。	無
	-	27,413		
イオン(株)	9,823	-	取引関係の維持・強化のため保有しております。 当事業年度末現在全57店中51店を同社グループが運営するショッピングセンター(SC)に出店しております。 2025年7月1日付のイオンモール(株)を完全子会社とする株式交換による取得、及び取引先持株会における定期買付により株式数が増加しております。	無
	52,663	-		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年9月1日から2025年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年9月1日から2025年8月31日まで)の財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等に積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	981,220	1,689,512
受取手形	6,398	3,693
売掛金	729,876	1,723,813
商品及び製品	3,693,755	1,301,617
仕掛品	14,003	10,997
原材料及び貯蔵品	188,981	153,131
その他	104,572	168,348
流動資産合計	5,718,808	4,764,115
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,077,759	1,663,686
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,672,144	1,451,978
建物及び構築物(純額)	405,614	211,707
リース資産	20,983	24,214
減価償却累計額及び減損損失累計額	6,357	10,709
リース資産(純額)	14,626	13,504
建設仮勘定	16,449	-
その他	1,540,483	1,281,059
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,443,314	1,238,673
その他(純額)	97,169	42,385
有形固定資産合計	533,859	267,598
無形固定資産		
のれん	38,941	26,959
その他	58,395	42,656
無形固定資産合計	97,336	69,615
投資その他の資産		
投資有価証券	29,013	54,263
敷金及び保証金	580,107	481,991
繰延税金資産	82,045	8,604
その他	10,915	4,506
投資その他の資産合計	702,082	549,365
固定資産合計	1,333,278	886,579
資産合計	7,052,086	5,650,695

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 460,422	436,859
電子記録債務	3 341,759	3 231,154
短期借入金	-	1, 2 104,000
1年内返済予定の長期借入金	1,743,180	2,851,420
リース債務	4,053	4,561
未払法人税等	49,200	26,743
契約負債	74,839	69,432
賞与引当金	97,004	74,080
店舗閉鎖損失引当金	-	31,050
その他	503,743	412,634
流動負債合計	3,274,203	4,241,936
固定負債		
長期借入金	2,221,747	803,481
リース債務	10,800	9,470
資産除去債務	368,760	299,298
繰延税金負債	-	7,243
その他	160,925	90,335
固定負債合計	2,762,233	1,209,830
負債合計	6,036,436	5,451,767
純資産の部		
株主資本		
資本金	348,699	352,284
資本剰余金	336,825	340,365
利益剰余金	307,234	530,839
自己株式	23,445	22,368
株主資本合計	969,313	139,441
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,508	15,737
その他の包括利益累計額合計	1,508	15,737
新株予約権	44,829	43,748
純資産合計	1,015,650	198,928
負債純資産合計	7,052,086	5,650,695

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
売上高	1 10,780,967	1 8,841,449
売上原価	2 6,666,782	2 5,254,764
売上総利益	4,114,185	3,586,685
販売費及び一般管理費	3 4,272,404	3 3,990,897
営業損失()	158,219	404,212
営業外収益		
受取利息	113	977
受取配当金	1,367	685
受取手数料	572	699
受取保険金	293	806
助成金収入	1,049	-
受取損害賠償金	711	1,379
その他	3,216	785
営業外収益合計	7,325	5,333
営業外費用		
支払利息	32,763	35,987
その他	3,258	754
営業外費用合計	36,022	36,741
経常損失()	186,916	435,620
特別利益		
新株予約権戻入益	156	-
特別利益合計	156	-
特別損失		
固定資産廃棄損	4 8,506	4 23,306
投資有価証券売却損	1,891	-
減損損失	5 262,712	5 218,207
店舗閉鎖損失	6,058	-
店舗閉鎖損失引当金繰入額	8,360	37,970
リース解約損	-	2,716
特別損失合計	287,530	282,201
税金等調整前当期純損失()	474,289	717,822
法人税、住民税及び事業税	61,224	16,686
法人税等調整額	76,451	74,106
法人税等合計	15,227	90,792
当期純損失()	459,062	808,614
親会社株主に帰属する当期純損失()	459,062	808,614

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
当期純損失()	459,062	808,614
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,666	14,229
その他の包括利益合計	7,666	14,229
包括利益	451,396	794,385
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	451,396	794,385

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	348,699	335,723	804,459	28,150	1,460,731
当期変動額					
剰余金の配当			38,162		38,162
親会社株主に帰属する当期純損失()			459,062		459,062
新株予約権の発行					-
新株予約権の行使		1,101		4,705	5,807
新株予約権の失効					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	1,101	497,225	4,705	491,417
当期末残高	348,699	336,825	307,234	23,445	969,313

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,158	6,158	48,899	1,503,472
当期変動額				
剰余金の配当				38,162
親会社株主に帰属する当期純損失()				459,062
新株予約権の発行			1,887	1,887
新株予約権の行使			5,800	6
新株予約権の失効			156	156
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,666	7,666		7,666
当期変動額合計	7,666	7,666	4,070	487,822
当期末残高	1,508	1,508	44,829	1,015,650

当連結会計年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	348,699	336,825	307,234	23,445	969,313
当期変動額					
剰余金の配当			29,458		29,458
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			808,614		808,614
新株予約権の発行					-
新株予約権の行使	3,585	3,540		1,076	8,202
新株予約権の失効					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	3,585	3,540	838,073	1,076	829,871
当期末残高	352,284	340,365	530,839	22,368	139,441

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,508	1,508	44,829	1,015,650
当期変動額				
剰余金の配当				29,458
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）				808,614
新株予約権の発行				-
新株予約権の行使			1,080	7,122
新株予約権の失効				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,229	14,229		14,229
当期変動額合計	14,229	14,229	1,080	816,722
当期末残高	15,737	15,737	43,748	198,928

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	474,289	717,822
減価償却費	163,619	133,548
のれん償却額	11,981	11,981
株式報酬費用	18,898	11,246
固定資産廃棄損	8,506	23,306
減損損失	262,712	218,207
賞与引当金の増減額(は減少)	7,004	28,923
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	20,780	31,050
受取利息及び受取配当金	1,480	1,662
支払利息	32,763	35,987
売上債権の増減額(は増加)	54,823	58,155
棚卸資産の増減額(は増加)	759,387	717,993
仕入債務の増減額(は減少)	38,355	134,169
契約負債の増減額(は減少)	21,489	5,406
前払費用の増減額(は増加)	4,932	6,984
未払金の増減額(は減少)	5,255	38,555
未払消費税等の増減額(は減少)	83,494	56,006
未収消費税等の増減額(は増加)	31,926	5,290
その他	66,905	12,232
小計	836,303	258,890
利息及び配当金の受取額	1,471	1,662
利息の支払額	31,834	39,067
法人税等の還付額	17,762	-
法人税等の支払額	67,026	51,078
営業活動によるキャッシュ・フロー	756,677	170,407
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	106,625	63,361
無形固定資産の取得による支出	7,435	1,320
投資有価証券の取得による支出	4,721	4,441
投資有価証券の売却による収入	54,900	-
敷金及び保証金の差入による支出	6,997	5,800
敷金及び保証金の回収による収入	112,160	40,861
資産除去債務の履行による支出	83,113	78,803
その他	-	524
投資活動によるキャッシュ・フロー	41,832	113,388
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	-	104,000
長期借入れによる収入	450,000	50,000
長期借入金の返済による支出	1,911,629	360,026
長期末払金の返済による支出	168,864	116,752
配当金の支払額	38,047	28,683
その他	2,317	2,736
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,670,858	348,726
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	956,013	291,707
現金及び現金同等物の期首残高	1,937,234	981,220
現金及び現金同等物の期末残高	981,220	689,512

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社A b H e r i

株式会社N o .

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主に個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年~15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店の意思決定をした店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売に係る収益認識

当社グループでは、宝飾品、時計及びバッグ・小物等の商製品を主としてショッピングセンターなどの商業施設を通じて販売事業を展開しております。このような販売形態におきましては、約束した財又はサービスの支配が引渡しの時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該商製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

ポイント制度等に係る収益認識

当社グループが運営するポイント制度及び優待制度に関しては、商製品の販売に伴う付与ポイント相当額又は優待額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイント使用又は優待利用があった時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、且つ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない短期的な投資であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
減損損失	262,712千円	218,207千円
有形固定資産	533,859千円	267,598千円
無形固定資産(その他)	58,395千円	42,656千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定において使用する将来キャッシュ・フローの見積りには、各店舗の将来売上高や売上原価、人件費、賃料等の主要な仮定が含まれております。これらの主要な仮定は今後の個人消費動向等の影響を受け、不確実性が伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。その結果、翌連結会計年度の連結財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2. のれん

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	38,941千円	26,959千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

当社グループでは、収益性の低下等により減損の兆候がある場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて減損損失の認識要否の判断を行っております。企業結合により発生したのれんは事業計画に基づく投資の回収期間で将来キャッシュ・フローが見積られており、事業計画については株式会社A b H e r iの全株式取得時に見込まれる超過収益力が将来にわたり発現することを勘案し策定しています。

見積りに用いた主要な仮定

事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りには、店舗別の売上高成長率、営業利益率等の主要な仮定が含まれております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表におけるのれんの評価に影響が生じる可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	82,045千円	8,604千円
法人税等調整額	76,451千円	74,106千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得の見積りは予算及び中期経営計画を基礎としており、回収可能性があると判断した見積可能期間で算定した結果、回収が見込まれないと判断した繰延税金資産については、評価性引当額として取り崩しております。

見積りに用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りには、各店舗の将来売上高や売上原価、人件費、賃料等の主要な仮定が含まれております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定は、今後の個人消費動向等の影響を受け、不確実性が伴うため、将来の課税所得の見積りに変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性に影響が生じる可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2028年8月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」、「受取保険金」及び「受取損害賠償金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた4,794千円は、「受取手数料」572千円、「受取保険金」293千円、「受取損害賠償金」711千円、「その他」3,216千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた「前払費用の増減額(は増加)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた61,972千円は、「前払費用の増減額(は増加)」4,932千円、「その他」66,905千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
現金及び預金	- 千円	238,254千円
売掛金	- 千円	456,996千円
商品	- 千円	2,805,948千円
計	- 千円	3,501,200千円

担保に係る債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
短期借入金	- 千円	100,000千円
計	- 千円	100,000千円

2. 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
当座貸越限度額の総額	800,000千円	400,000千円
借入実行残高	- 千円	100,000千円
差引額	800,000千円	300,000千円

3. 連結会計年度末日満期手形及び電子記録債務

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形及び電子記録債務が連結会計年度末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
支払手形	917千円	- 千円
電子記録債務	126,689千円	99,684千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びその他の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
	7,864千円	8,402千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
従業員給与	1,449,292千円	1,454,725千円
地代家賃	996,479千円	860,778千円
賞与引当金繰入額	96,260千円	30,930千円

4 固定資産廃棄損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
建物及び構築物	5,065千円	23,135千円
有形固定資産(その他)	647千円	170千円
無形固定資産(その他)	2,792千円	-千円
計	8,506千円	23,306千円

5 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

用途	種類	場所
店舗	建物	茨城県稲敷市
店舗	建物等	静岡県浜松市
店舗	建物等	愛媛県新居浜市
店舗	建物等	山口県山陽小野田市
店舗	建物	愛知県岡崎市
店舗	建物	埼玉県東松山市
店舗	建物	北海道帯広市
店舗	建物等	北海道北見市
店舗	建物等	福岡県福津市
店舗	建物等	北海道釧路郡
店舗	建物	埼玉県春日部市
店舗	建物等	宮城県石巻市
店舗	建物等	山形県天童市
店舗	建物	京都府京都市
店舗	建物	静岡県磐田市
店舗	建物	静岡県富士宮市
店舗	建物	茨城県土浦市
店舗	建物	石川県小松市
店舗	建物	徳島県徳島市
店舗	建物	青森県つがる市
店舗	建物	新潟県新潟市
店舗	建物	北海道北斗市
店舗	建物等	宮城県宮城郡
店舗	建物	北海道旭川市
店舗	建物	石川県白山市
店舗	建物等	鳥取県鳥取市
店舗	建物等	鳥取県西伯郡
店舗	建物等	岐阜県土岐市
店舗	建物等	愛知県豊川市
店舗	建物等	奈良県橿原市

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。収益性の低下した一部店舗について、減損損失を認識し、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失262,712千円として特別損失に計上しました。

種類ごとの内訳は、建物216,822千円、その他45,890千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零としております。

当連結会計年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

用途	種類	場所
店舗	建物等	東京都武蔵村山市
店舗	建物等	埼玉県羽生市
店舗	建物	岡山県岡山市
店舗	建物等	京都府久世郡
店舗	建物	熊本県上益城郡
店舗	建物	山梨県中巨摩郡
店舗	建物等	富山県高岡市
店舗	建物等	北海道札幌市
店舗	建物等	大阪府四條畷市
店舗	建物	鹿児島県鹿児島市
店舗	建物	愛知県常滑市
店舗	建物等	兵庫県神戸市
店舗	建物等	岩手県盛岡市
店舗	建物等	埼玉県川口市
店舗	建物等	大阪府泉南市
店舗	建物	群馬県前橋市
店舗	建物等	奈良県大和郡山市
店舗	建物等	三重県津市
店舗	建物	東京都西多摩郡
店舗	建物	埼玉県富士見市
店舗	建物等	愛知県名古屋市

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。収益性の低下した一部店舗について、減損損失を認識し、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失218,207千円として特別損失に計上しました。

種類ごとの内訳は、建物174,587千円、その他43,619千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零としております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	6,440千円	20,807千円
組替調整額	1,891	-
法人税等及び税効果調整前	8,331	20,807
法人税等及び税効果額	665	6,578
その他有価証券評価差額金	7,666	14,229
その他の包括利益合計	7,666	14,229

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,581,600	-	-	2,581,600
合計	2,581,600	-	-	2,581,600
自己株式				
普通株式(注)	38,706	7,450	6,660	39,496
合計	38,706	7,450	6,660	39,496

(注) 普通株式の自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得による増加7,450株であります。普通株式の自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使による減少6,660株であります。

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第1回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	6,763
第2回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	6,805
第3回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5,875
第4回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5,085
第5回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4,591
第7回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	9,248
第10回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4,671
第11回新株予約権(行使価額修正型新株予約権転換権付)	普通株式	-	300,000	-	300,000	1,524
第12回新株予約権(行使価額修正型新株予約権転換権付)	普通株式	-	300,000	-	300,000	264
合計		-	600,000	-	600,000	44,829

(注) 当連結会計年度の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月29日 定時株主総会	普通株式	19,071	7.5	2023年8月31日	2023年11月30日
2024年4月12日 取締役会	普通株式	19,091	7.5	2024年2月29日	2024年5月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月28日 定時株主総会	普通株式	19,065	利益剰余金	7.5	2024年8月31日	2024年11月29日

当連結会計年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,581,600	10,000	-	2,591,600
合計	2,581,600	10,000	-	2,591,600
自己株式				
普通株式（注）	39,496	8,401	2,000	45,897
合計	39,496	8,401	2,000	45,897

（注）普通株式の発行済株式の数の増加は、新株予約権の行使による増加10,000株であります。普通株式の自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得による増加8,401株であります。普通株式の自己株式の数の減少は新株予約権の権利行使による減少2,000株であります。

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
		当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会 計年度末	
第1回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	6,763
第2回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	6,805
第3回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5,875
第4回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4,544
第5回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4,103
第7回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	9,248
第10回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4,671
第11回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）	普通株式	300,000	-	10,000	290,000	1,473
第12回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）	普通株式	300,000	-	-	300,000	264
合計		600,000	-	10,000	590,000	43,748

（注）当連結会計年度の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月28日 定時株主総会	普通株式	19,065	7.5	2024年8月31日	2024年11月29日
2025年4月14日 取締役会	普通株式	10,393 (注)	7.5	2025年2月28日	2025年5月7日

(注) 当社の筆頭株主である当社代表取締役社長(現取締役副社長)田篤史、代表取締役会長田泰夫、専務取締役(現代表取締役社長)前原聡、取締役丸山誠、取締役平住明子から当社取締役会に対し、業績の不振に鑑み中間配当金の受取りを辞退したい旨の申し出があり、辞退した金額(8,721千円)については、配当金の総額より除いております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金勘定	981,220千円	689,512千円
現金及び現金同等物	981,220千円	689,512千円

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として携帯情報端末とネットワークセキュリティ装置(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については銀行借入や社債発行及び増資にて調達しております。デリバティブ取引は、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券はその他有価証券に属する株式であり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、ほとんど3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループの各社において、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2024年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (1) (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	27,413	27,413	-
敷金及び保証金	580,107	566,363	13,743
長期借入金 (2)	(3,964,927)	(3,908,343)	56,583

(1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2025年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (1) (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	52,663	52,663	-
敷金及び保証金	481,991	460,604	21,386
長期借入金 (2)	(3,654,901)	(3,615,985)	38,915

(1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
非上場株式	1,600	1,600

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	957,544	-	-	-
売掛金	729,876	-	-	-
合計	1,687,421	-	-	-

敷金及び保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

当連結会計年度(2025年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	668,445	-	-	-
売掛金	723,813	-	-	-
合計	1,392,258	-	-	-

敷金及び保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

(注) 3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,743,180	1,170,395	720,052	312,853	11,715	6,732

当連結会計年度(2025年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,851,420	481,086	276,807	18,656	10,476	16,456

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	27,413	-	-	27,413

当連結会計年度（2025年8月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	52,663	-	-	52,663

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年8月31日）

区分	時価（ ）（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	566,363	-	566,363
長期借入金	-	(3,908,343)	-	(3,908,343)

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

当連結会計年度（2025年8月31日）

区分	時価（ ）（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	460,604	-	460,604
長期借入金	-	(3,615,985)	-	(3,615,985)

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、回収可能性を反映した、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、取引先金融機関から提示された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年8月31日)

	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	27,413	25,240	2,173
合計	27,413	25,240	2,173

当連結会計年度(2025年8月31日)

	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	52,663	29,682	22,981
合計	52,663	29,682	22,981

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	54,900		1,891
合計	54,900		1,891

当連結会計年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
販売費及び一般管理費	99千円	- 千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
新株予約権戻入益	156千円	- 千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回株式報酬型 ストック・オプション	第2回株式報酬型 ストック・オプション
決議年月日	2013年1月11日	2014年1月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社取締役5名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株	普通株式 20,000株
付与日	2013年1月31日	2014年1月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2013年2月1日 至 2043年1月31日	自 2014年2月1日 至 2044年1月31日

(注) 当社は、2013年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第1回株式報酬型ストック・オプションにつきましては、当該株式分割後の株式数により記載しております。

	第3回株式報酬型 ストック・オプション	第4回株式報酬型 ストック・オプション
決議年月日	2015年1月14日	2016年1月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社取締役7名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株	普通株式 19,800株
付与日	2015年1月30日	2016年1月29日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年1月31日 至 2045年1月30日	自 2016年1月30日 至 2046年1月29日

	第5回株式報酬型 ストック・オプション	第7回株式報酬型 ストック・オプション
決議年月日	2017年1月13日	2017年12月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名	当社取締役5名
株式の種類及び付与数	普通株式 19,800株	普通株式 14,400株
付与日	2017年1月31日	2018年1月10日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年2月1日 至 2047年1月31日	自 2018年1月11日 至 2048年1月10日

	第10回株式報酬型 ストック・オプション
決議年月日	2018年12月11日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株
付与日	2019年 1月 9日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年 1月10日 至 2049年 1月 9日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、当社は、2013年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第1回株式報酬型ストック・オプションにつきましては、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回株式報酬型 ストック・オプション	第2回株式報酬型 ストック・オプション
決議年月日	2013年 1月11日	2014年 1月14日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	9,400	9,400
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	9,400	9,400

	第3回株式報酬型 ストック・オプション	第4回株式報酬型 ストック・オプション
決議年月日	2015年1月14日	2016年1月13日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	9,400	9,400
権利確定	-	-
権利行使	-	1,000
失効	-	-
未行使残	9,400	8,400

	第5回株式報酬型 ストック・オプション	第7回株式報酬型 ストック・オプション
決議年月日	2017年1月13日	2017年12月12日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	9,400	6,800
権利確定	-	-
権利行使	1,000	-
失効	-	-
未行使残	8,400	6,800

	第10回株式報酬型 ストック・オプション
決議年月日	2018年12月11日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	9,400
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	9,400

単価情報

	第1回株式報酬型 ストック・オプション	第2回株式報酬型 ストック・オプション
決議年月日	2013年1月11日	2014年1月14日
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	719.5	724.0

	第3回株式報酬型 ストック・オプション	第4回株式報酬型 ストック・オプション
決議年月日	2015年1月14日	2016年1月13日
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	-	756
付与日における公正な評価単価 (円)	625.0	541.0

	第5回株式報酬型 ストック・オプション	第7回株式報酬型 ストック・オプション
決議年月日	2017年1月13日	2017年12月12日
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	756	-
付与日における公正な評価単価 (円)	488.5	1,360.0

	第10回株式報酬型 ストック・オプション
決議年月日	2018年12月11日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	497.0

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
販売費及び一般管理費	18,798千円	11,246千円

7. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

	2020年1月9日付与 譲渡制限付株式報酬	2020年4月9日付与 譲渡制限付株式報酬 Bタイプ	2021年1月12日付与 譲渡制限付株式報酬
決議年月日	2019年12月10日	2019年12月10日	2020年12月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社取締役を兼務しない 執行役員6名 当社従業員89名	当社取締役6名
株式の種類及び付与数	普通株式 12,400株	普通株式 9,800株	普通株式 15,800株
付与日	2020年1月9日	2020年4月9日	2021年1月12日
譲渡制限期間	2020年1月9日から 2070年1月8日まで	2020年4月9日から 2025年6月1日まで	2021年1月12日から 2071年1月11日まで
解除条件	(注)1	(注)2	(注)1
付与日における公正な評価単価	1,000円	1,000円	944円

	2021年2月24日付与 譲渡制限付株式報酬 Aタイプ	2021年2月24日付与 譲渡制限付株式報酬 Bタイプ	2022年1月12日付与 譲渡制限付株式報酬
決議年月日	2020年12月15日	2020年12月15日	2021年12月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員222名	当社取締役を兼務しない 執行役員6名 当社従業員95名	当社取締役6名
株式の種類及び付与数	普通株式 11,100株	普通株式 10,400株	普通株式 10,500株
付与日	2021年2月24日	2021年2月24日	2022年1月12日
譲渡制限期間	2021年2月24日から 2024年6月1日まで	2021年2月24日から 2026年6月1日まで	2022年1月12日から 2027年1月11日まで
解除条件	(注)2		(注)1
付与日における公正な評価単価	944円	944円	901円

	2022年2月24日付与 譲渡制限付株式報酬 Aタイプ	2022年2月24日付与 譲渡制限付株式報酬 Bタイプ	2023年1月11日付与 譲渡制限付株式報酬
決議年月日	2021年12月14日	2021年12月14日	2022年12月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員206名	当社取締役を兼務しない 執行役員7名 当社従業員106名	当社取締役6名
株式の種類及び付与数	普通株式 10,300株	普通株式 11,650株	普通株式 10,500株
付与日	2022年2月24日	2022年2月24日	2023年1月11日
譲渡制限期間	2022年2月24日から 2025年6月1日まで	2022年2月24日から 2027年6月1日まで	2023年1月11日から 2027年1月10日まで
解除条件	(注)2		(注)1
付与日における公正な評価単価	901円	901円	936円

	2023年2月24日付与 譲渡制限付株式報酬 Aタイプ	2023年2月24日付与 譲渡制限付株式報酬 Bタイプ
決議年月日	2022年12月13日	2022年12月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員208名	当社取締役を兼務しない 執行役員8名 当社従業員115名
株式の種類及び付与数	普通株式 10,400株	普通株式 12,700株
付与日	2023年2月24日	2023年2月24日
譲渡制限期間	2023年2月24日から 2026年6月1日まで	2023年2月24日から 2028年6月1日まで
解除条件	(注)2	
付与日における公正な評価単価	936円	936円

(注)1 対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員及び使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員及び使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由(ただし、自己都合によるものを除く)により退任又は退職(ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く)した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について当然に無償で取得する。

2 対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員及び使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

ただし、対象従業員が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員及び使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、自己都合によるものを除く）により退任又は退職（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く）した場合には、対象従業員の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象従業員の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について当然に無償で取得する。

(2) 譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況

	2020年1月9日付与 譲渡制限付株式報酬	2020年4月9日付与 譲渡制限付株式報酬 Bタイプ	2021年1月12日付与 譲渡制限付株式報酬
前連結会計年度末	10,200	6,800	13,800
付与	-	-	-
無償取得	-	582	-
譲渡制限解除	1,100	6,218	1,000
譲渡制限残	9,100	-	12,800

	2021年2月24日付与 譲渡制限付株式報酬 Bタイプ	2022年1月12日付与 譲渡制限付株式報酬	2022年2月24日付与 譲渡制限付株式報酬 Aタイプ
前連結会計年度末	7,500	10,500	7,050
付与	-	-	-
無償取得	970	1,000	987
譲渡制限解除	280	1,000	6,063
譲渡制限残	6,250	8,500	-

	2022年2月24日付与 譲渡制限付株式報酬 Bタイプ	2023年1月11日付与 譲渡制限付株式報酬	2023年2月24日付与 譲渡制限付株式報酬 Aタイプ
前連結会計年度末	8,650	10,500	7,900
付与	-	-	-
無償取得	894	1,000	1,270
譲渡制限解除	206	1,000	180
譲渡制限残	7,550	8,500	6,450

	2023年2月24日付与 譲渡制限付株式報酬 Bタイプ
前連結会計年度末	10,800
付与	-
無償取得	1,698
譲渡制限解除	202
譲渡制限残	8,900

8. 公正な評価単価の見積方法

恣意性を排除した価額とするため譲渡制限付株式の付与に係る取締役会決議の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値としております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	29,821千円	22,946千円
商品評価損	3,194千円	4,539千円
税務上の繰延資産	1,710千円	988千円
未払事業税	4,650千円	3,174千円
資産除去債務	113,551千円	107,755千円
減損損失	133,706千円	100,112千円
新株予約権	13,179千円	13,242千円
譲渡制限付株式報酬	22,786千円	18,253千円
税務上の繰越欠損金(注)2	317,420千円	545,639千円
その他	22,726千円	26,939千円
繰延税金資産小計	662,746千円	843,591千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	317,420千円	545,639千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	191,175千円	272,898千円
評価性引当額小計(注)1	508,595千円	818,537千円
繰延税金資産合計	154,150千円	25,053千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	66,692千円	14,461千円
その他	5,412千円	9,231千円
繰延税金負債合計	72,105千円	23,693千円
繰延税金資産の純額	82,045千円	1,360千円

(注)1. 評価性引当額に重要な変動が生じた主な理由は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したこと及び繰延税金資産の回収可能性を見直したことによるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	317,420	317,420
評価性引当額	-	-	-	-	-	317,420	317,420
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	545,639	545,639
評価性引当額	-	-	-	-	-	545,639	545,639
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度（2024年8月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年8月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年9月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、変更後の法定実効税率を当連結会計年度に適用した場合の連結財務諸表に与える影響額は、軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

店舗等の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を開店時から15年と見積り、割引率は0.000%～1.931%の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
期首残高	376,304千円	368,760千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11,781千円	10,784千円
時の経過による調整額	875千円	1,409千円
資産除去債務の履行による減少額	81,122千円	81,655千円
見積りの変更による増減額（は減少）	60,920千円	-千円
期末残高	368,760千円	299,298千円

（4）当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等による新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額60,920千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により前連結会計年度の税金等調整前当期純損失は24,038千円増加しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、宝飾品、時計及びバッグ・小物等の製造・販売業という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
宝飾品	3,135,336	3,261,493
時計	1,709,235	1,048,312
バッグ・小物	5,936,395	4,531,642
顧客との契約から生じる収益	10,780,967	8,841,449
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	10,780,967	8,841,449

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約負債	74,839千円	69,432千円

契約負債は、主に顧客からの前受金及びポイント制度に関連するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは宝飾品、時計及びバッグ・小物等の製造・販売業という単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

主に一般消費者が顧客であり、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

主に一般消費者が顧客であり、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは宝飾品、時計及びバッグ・小物等の製造・販売業という単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは宝飾品、時計及びバッグ・小物等の製造・販売業という単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）	当連結会計年度 （自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）
1株当たり純資産額	381円89銭	60円96銭
1株当たり当期純損失（ ）	180円39銭	317円59銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	-

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2024年8月31日）	当連結会計年度 （2025年8月31日）
純資産の部の合計額（千円）	1,015,650	198,928
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	44,829	43,748
（うち新株予約権（千円））	（44,829）	（43,748）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	970,821	155,179
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	2,542,104	2,545,703

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）	当連結会計年度 （自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）
1株当たり当期純損失（ ）		
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）（千円）	459,062	808,614
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（ ）（千円）	459,062	808,614
普通株式の期中平均株式数（株）	2,544,750	2,546,100

(重要な後発事象)

(1) 第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)及び無担保普通社債の発行

当社は、2025年10月17日開催の取締役会において、以下のとおり、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund(以下「LCAO」といいます。)、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC(以下「MAP246」といいます。)、及び BEMAP Master Fund Ltd.(以下「BEMAP」といい、LCAO 及び MAP246 とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第三者割当による第13回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)及び第1回無担保普通社債(以下「本社債」といいます。)の発行並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件として割当予定先との新株予約権買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)の締結を決議し、11月4日付で本新株予約権及び本社債を発行いたしました。

本新株予約権の概要

1. 割当日	2025年11月4日
2. 発行新株予約権数	6,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
3. 発行価額	1,260,000円(新株予約権1個当たり210円)
4. 当該発行による潜在株式数	普通株式600,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は351円
5. 調達資金の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	378,600,000円(差引手取金概算額:373,583,000円) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、631円とします。2025年11月4日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」といいます。)の属する週の前週の最終取引日(以下「修正基準日」といいます。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日価額」といいます。)が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。)。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に本新株予約権の発行要項第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が351円(本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
7. 募集又は割当て方法(割当予定先)	割当予定先との協議を行った結果、第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 LCAO 4,200個 MAP246 600個 BEMAP 1,200個
8. 権利行使期間	2025年11月5日(当日を含む。)から2027年11月4日(当日を含む。)までです。なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 本新株予約権の発行要項第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間

9. その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の書面による事前承認を要することを規定する本買取契約を締結しました。</p> <p>当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の数(600,000株)をあらかじめ定め、本新株予約権の行使期間内に、割当予定先が原則として本新株予約権の全部を行使する旨を確約(全部行使コミット)します。</p> <p>また、上記の「全部行使コミット」に加えて、原則として 当初の1ヶ月間に合計80,000株(LCAO:56,000株、MAP246:8,000株、BEMAP:16,000株)相当分以上の本新株予約権を行使すること(当初行使コミット)、及び 発行後の1年間で合計300,000株(LCAO:210,000株、MAP246:30,000株、BEMAP:60,000株)相当分以上の本新株予約権を行使すること(中間行使コミット)が確約されます。</p> <p>本新株予約権により調達する資金の用途は、社債の償還及び在庫調達資金に充当する予定です。なお、本新株予約権の行使によって当社に払込まれた金額に応じて、その都度本社債の繰上償還請求を行うことができるようになっています。そのため、当社は当該繰上償還請求が行われることを前提に、本新株予約権による資金調達額のうち本社債の額面価額総額である140,000,000円については、本社債の償還資金として留保する予定です。</p>
--------	---

本社債の概要

1. 名称	株式会社ハピネス・アンド・ディ第1回無担保普通社債
2. 社債の総額	金 140,000,000円
3. 各社債の金額	金 14,000,000円
4. 払込期日	2025年11月4日
5. 償還期日	2026年11月2日
6. 利息	本社債には利息を付さない。
7. 発行価額	額面100円につき金95円
8. 償還価額	額面100円につき金100円

9. 償還方法

満期一括償還の他、以下の繰上償還条項が規定されています。

(1) 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為(以下に定義します。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」といいます。)において、承継会社等(以下に定義します。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本社債の保有者(以下「本社債権者」といいます。)に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とします。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいいます。

当社は、本(1)に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできません。

(2) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除きます。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味します。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記

(1)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとします。

上記(1)及び本(2)の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、上記(1)の手続が適用されます。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本(2)に基づく通知が行われた場合には、本(2)の手続が適用されます。

(3) スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義されます。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイズアウト事由」といいます。)、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とします。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(1)に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとします。

(4) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義します。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいいます。

	<p>当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合</p> <p>(5) 当社の選択による繰上償還</p> <p>当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とします。）の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。</p> <p>(6) 本社債権者による繰上償還</p> <p>本社債権者は、本社債の払込期日以降において、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が351円（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には、当該金額につき、公正かつ合理的な調整を行います。）を累積5取引日下回った場合、当該日以降いつでも、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。</p>
10. 総額引受人	<p>割当予定先との協議を行った結果、以下のとおり割り当てます。</p> <p>LCAO 7口</p> <p>MAP246 1口</p> <p>BEMAP 2口</p>
11. 資金の用途	<p>M&A資金、宝飾関連設備投資、店舗の移転リニューアル及び在庫調達資金に充当する予定です。</p>

(2) 第三者割当による新株予約権の行使

当社が2025年11月4日に発行いたしました第13回新株予約権につき、2025年11月4日以降11月25日までの間に、以下のとおり行使されております。

1. 行使新株予約権個数	1,500個
2. 交付株式数	普通株式 150,000株
3. 行使価額総額	82,215千円
4. 資本金増加額	41,265千円
5. 資本準備金増加額	41,265千円

(注) 資本金増加額、資本準備金増加額には、新株予約権の振替高157千円がそれぞれ含まれております。

(3) 第三者割当による新株予約権の取得及び消却

当社は、2025年10月17日付の取締役会において、2023年10月30日に発行いたしました株式会社ハピネス・アンド・ディ第11回及び第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）について、下記のとおり、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後ただちに全部を消却することを決議し、2025年11月11日付で取得及び消却いたしました。

取得及び消却する本新株予約権の内容

1. 発行した新株予約権の個数	6,000個 本第11回新株予約権 3,000個 本第12回新株予約権 3,000個
2. 新株予約権の割当日	2023年10月30日
3. 新株予約権の払込金額	総額1,788,000円 (本第11回新株予約権1個につき508円、本第12回新株予約権1個につき88円)
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数	600,000株(新株予約権1個につき100株) 本第11回新株予約権300,000株 本第12回新株予約権300,000株
5. 新株予約権の取得数	本第11回新株予約権2,900個(本新株予約権1個当たり100株) 本第12回新株予約権3,000個(本新株予約権1個当たり100株)
6. 取得金額	総額1,737,200円 本第11回新株予約権508円 本第12回新株予約権1個当たり88円
7. 新株予約権の取得日及び消却日	2025年11月11日

取得及び消却を行う理由

2023年10月30日付で、本新株予約権を発行し、第11回新株予約権100個(10,000株)が行使されております。一方第12回新株予約権については行使はございません。これにより発行価額、行使価額を合わせた調達金額は8,857,200円(発行価額による調達1,737,200円、権利行使による調達7,120,000円)となっております。発行決議から約2年が経過しておりますが、2023年8月期以降3期連続赤字を計上していることもあり、当社株価が権利行使価額を下回って推移する局面が続いており、2023年12月以降、本新株予約権の行使は行われていない状況です。このため、当初企図していた金額規模による資金調達は実現することができませんでした。

当社は、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)

(1) 第三者割当による新株予約権(行使価額修正条項付)及び無担保普通社債の発行」に記載しております、第13回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第1回無担保普通社債による資金調達は、一度に希薄化することを回避しつつ、当初から資金を相当程度確保することができ、事業の進捗に応じて資金需要が発生するため段階的・追加的に資金調達がされる柔軟性を有することなどから、現時点における最良の選択であると総合的に判断いたしました。

このため、第13回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第1回無担保普通社債の発行を決定するとともに、本新株予約権では現時点で必要となる資金を確保できないことを鑑み、将来的な発行済株式総数の増加要因を排することを目的として本新株予約権の取得及び消却を実施することを決定いたしました。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	104,000	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,743,180	2,851,420	0.94	-
1年以内に返済予定のリース債務	4,053	4,561	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,221,747	803,481	1.25	2026年9月20日～ 2032年6月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	10,800	9,470	-	2026年9月25日～ 2031年11月25日
その他有利子負債				
1年以内に返済予定の長期未払金	123,748	103,729	0.85	
長期未払金(長期割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く。))	160,925	90,335	0.94	2026年9月21日～ 2031年11月25日
合計	4,264,455	3,966,996	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)及び長期未払金(長期割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く。))の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	481,086	276,807	18,656	10,476
リース債務	4,561	2,209	1,033	1,033
長期未払金	55,545	23,514	9,742	1,048

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	4,726,275	8,841,449
税金等調整前中間(当期)純 損失()(千円)	138,344	717,822
親会社株主に帰属する中間 (当期)純損失()(千 円)	205,270	808,614
1株当たり中間(当期)純損 失()(円)	80.64	317.59

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	948,755	1,621,967
売掛金	712,195	1,701,263
商品	3,532,064	2,855,303
貯蔵品	67,299	56,893
前払費用	79,899	65,820
その他	2,20,171	2,115,348
貸倒引当金	-	31,399
流動資産合計	5,360,386	4,385,198
固定資産		
有形固定資産		
建物	373,965	146,498
構築物	0	0
工具、器具及び備品	95,500	28,960
リース資産	11,760	8,232
有形固定資産合計	481,226	183,691
無形固定資産		
ソフトウェア	57,395	40,756
無形固定資産合計	57,395	40,756
投資その他の資産		
投資有価証券	29,013	54,263
関係会社株式	282,239	252,239
出資金	50	50
長期前払費用	10,610	3,748
敷金及び保証金	538,925	440,809
繰延税金資産	76,298	-
その他	-	238
投資その他の資産合計	937,137	751,348
固定資産合計	1,475,759	975,797
資産合計	6,836,146	5,360,995

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	5 8,543	-
買掛金	445,583	2 431,616
電子記録債務	5 341,759	5 231,154
短期借入金	-	1, 3 100,000
1年内返済予定の長期借入金	1,739,856	2,840,944
リース債務	3,528	3,528
未払金	182,496	178,193
未払費用	167,677	135,548
未払法人税等	33,059	26,563
未払消費税等	79,333	11,628
契約負債	34,328	35,593
預り金	40,804	40,086
賞与引当金	94,000	67,455
店舗閉鎖損失引当金	-	31,050
その他	580	-
流動負債合計	3,171,551	4,133,362
固定負債		
長期借入金	2,201,442	744,844
リース債務	8,173	4,704
資産除去債務	352,724	283,944
長期末払金	139,613	50,375
繰延税金負債	-	7,243
固定負債合計	2,701,953	1,091,112
負債合計	5,873,504	5,224,474
純資産の部		
株主資本		
資本金	348,699	352,284
資本剰余金		
資本準備金	325,699	329,284
その他資本剰余金	11,125	11,080
資本剰余金合計	336,825	340,365
利益剰余金		
利益準備金	1,670	1,670
その他利益剰余金		
別途積立金	255,403	-
繰越利益剰余金	2,848	594,917
利益剰余金合計	254,225	593,247
自己株式	23,445	22,368
株主資本合計	916,304	77,034
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,508	15,737
評価・換算差額等合計	1,508	15,737
新株予約権	44,829	43,748
純資産合計	962,641	136,520
負債純資産合計	6,836,146	5,360,995

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
売上高	10,232,154	1 8,408,912
売上原価		
商品期首棚卸高	4,355,678	3,532,064
当期商品仕入高	5,649,522	4,424,110
合計	10,005,201	7,956,175
商品期末棚卸高	3,532,064	2,855,303
商品売上原価	6,473,137	5,100,871
売上総利益	3,759,017	3,308,040
販売費及び一般管理費	2 3,999,570	2 3,652,814
営業損失()	240,553	344,773
営業外収益		
受取利息	1 369	1 1,234
受取配当金	1,367	685
業務受託料	1 7,474	1 7,771
助成金収入	1,049	-
受取損害賠償金	711	1,379
その他	3,177	1,780
営業外収益合計	14,150	12,850
営業外費用		
支払利息	32,355	34,307
その他	2,038	694
営業外費用合計	34,394	35,001
経常損失()	260,796	366,925
特別利益		
新株予約権戻入益	156	-
特別利益合計	156	-
特別損失		
固定資産廃棄損	8,506	22,759
投資有価証券売却損	1,891	-
減損損失	262,712	218,207
店舗閉鎖損失	6,058	-
店舗閉鎖損失引当金繰入額	8,360	37,970
関係会社株式評価損	-	50,000
貸倒引当金繰入額	-	31,399
特別損失合計	287,530	360,337
税引前当期純損失()	548,170	727,262
法人税、住民税及び事業税	19,178	13,787
法人税等調整額	71,181	76,963
法人税等合計	52,002	90,751
当期純損失()	496,167	818,013

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	348,699	325,699	10,024	335,723	1,670	255,403	531,482	788,556	28,150	1,444,827
当期変動額										
剰余金の配当							38,162	38,162		38,162
当期純損失（ ）							496,167	496,167		496,167
新株予約権の発行										-
新株予約権の行使			1,101	1,101					4,705	5,807
新株予約権の失効										-
別途積立金の取崩										-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										-
当期変動額合計	-	-	1,101	1,101	-	-	534,330	534,330	4,705	528,523
当期末残高	348,699	325,699	11,125	336,825	1,670	255,403	2,848	254,225	23,445	916,304

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,158	6,158	48,899	1,487,569
当期変動額				
剰余金の配当				38,162
当期純損失（ ）				496,167
新株予約権の発行			1,887	1,887
新株予約権の行使			5,800	6
新株予約権の失効			156	156
別途積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,666	7,666		7,666
当期変動額合計	7,666	7,666	4,070	524,927
当期末残高	1,508	1,508	44,829	962,641

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位:千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	348,699	325,699	11,125	336,825	1,670	255,403	2,848	254,225	23,445	916,304
当期変動額										
剰余金の配当							29,458	29,458		29,458
当期純損失()							818,013	818,013		818,013
新株予約権の発行										-
新株予約権の行使	3,585	3,585	45	3,540					1,076	8,202
新株予約権の失効										-
別途積立金の取崩						255,403	255,403	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										-
当期変動額合計	3,585	3,585	45	3,540	-	255,403	592,068	847,472	1,076	839,270
当期末残高	352,284	329,284	11,080	340,365	1,670	-	594,917	593,247	22,368	77,034

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,508	1,508	44,829	962,641
当期変動額				
剰余金の配当				29,458
当期純損失()				818,013
新株予約権の発行				-
新株予約権の行使			1,080	7,122
新株予約権の失効				-
別途積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	14,229	14,229		14,229
当期変動額合計	14,229	14,229	1,080	826,121
当期末残高	15,737	15,737	43,748	136,520

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、貯蔵品

主に個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～15年
構築物	10年
工具、器具及び備品	4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店の意思決定をした店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品の販売に係る収益認識

当社では、宝飾品、時計及びバッグ・小物等の商品を主としてショッピングセンターなどの商業施設を通じて販売事業を展開しております。このような販売形態におきましては、約束した財又はサービスの支配が引渡し時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) ポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
減損損失	262,712千円	218,207千円
有形固定資産	481,226千円	183,691千円
無形固定資産	57,395千円	40,756千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1. 固定資産の減損」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	76,298千円	-
法人税等調整額	71,181千円	76,963千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)3. 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)等を当事業年度の期首から適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取損害賠償金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた3,889千円は、「受取損害賠償金」711千円、「その他」3,177千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
現金及び預金	- 千円	238,254千円
売掛金	- 千円	456,996千円
商品	- 千円	2,805,948千円
計	- 千円	3,501,200千円

担保に係る債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
短期借入金	- 千円	100,000千円
計	- 千円	100,000千円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
短期金銭債権	1,646千円	43,102千円
短期金銭債務	- 千円	458千円

3 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
当座貸越極度額	800,000千円	400,000千円
借入実行残高	- 千円	100,000千円
差引額	800,000千円	300,000千円

4 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
株式会社A b H e r i	8,467千円	32,775千円

5 期末日満期手形及び電子記録債務

期末日満期手形及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債務が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
支払手形	917千円	- 千円
電子記録債務	126,689千円	99,684千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月31日)	当事業年度 (自 2024年 9月 1日 至 2025年 8月31日)
営業取引高	- 千円	2,967千円
営業取引以外の取引高	7,170千円	7,622千円

2. 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月31日)	当事業年度 (自 2024年 9月 1日 至 2025年 8月31日)
従業員給与	1,362,876千円	1,351,014千円
減価償却費	159,139千円	124,791千円
地代家賃	925,311千円	800,079千円
賞与引当金繰入額	94,000千円	25,955千円
おおよその割合		
販売費	37%	40%
一般管理費	63%	60%

(有価証券関係)

前事業年度 (2024年 8月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式282,239千円) は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度 (2025年 8月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式252,239千円) は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年8月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	28,782千円	20,654千円
商品評価損	3,194千円	4,539千円
税務上の繰延資産	1,710千円	988千円
未払事業税	3,255千円	3,174千円
資産除去債務	108,004千円	99,271千円
減損損失	133,706千円	100,112千円
新株予約権	13,179千円	13,242千円
譲渡制限付株式報酬	22,786千円	18,253千円
関係会社株式評価損	-千円	15,760千円
貸倒引当金	-千円	9,897千円
税務上の繰越欠損金	317,420千円	518,438千円
その他	17,082千円	23,382千円
繰延税金資産小計	649,122千円	827,714千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	317,420千円	518,438千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	191,175千円	298,555千円
評価性引当額小計(注)	508,595千円	816,993千円
繰延税金資産合計	140,526千円	10,720千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	63,562千円	10,720千円
その他有価証券評価差額金	665千円	7,243千円
繰延税金負債合計	64,228千円	17,964千円
繰延税金資産純額	76,298千円	-千円
繰延税金負債純額	-千円	7,243千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年8月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2025年8月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度に適用した場合の財務諸表に与える影響額は、軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）及び無担保普通社債の発行
連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

第三者割当による新株予約権の行使
連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

第三者割当による新株予約権の取得及び消却
連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価 償却累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	373,965	44,200	197,176 (174,587)	74,490	146,498	1,002,565
構築物	0	-	-	-	0	387
工具、器具及び備品	95,500	7,383	43,790 (43,619)	30,133	28,960	1,085,073
リース資産	11,760	-	-	3,528	8,232	9,408
有形固定資産計	481,226	51,584	240,966 (218,207)	108,152	183,691	2,097,435
無形固定資産						
ソフトウェア	57,395	-	-	16,639	40,756	-
無形固定資産計	57,395	-	-	16,639	40,756	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額の主な要因は、以下のとおりです。

改装等による増加(名取店、倉敷店)

建物 44,200千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	-	31,399	-	31,399
賞与引当金	94,000	67,455	94,000	67,455
店舗閉鎖損失引当金	-	37,970	6,920	31,050

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで																
定時株主総会	11月中																
基準日	8月31日																
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日																
1単元の株式数	100株																
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額																
公告掲載方法	電子公告により行います。 当社のウェブサイト https://www.happiness-d.co.jp に掲載いたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。																
株主に対する特典	<p>1. 対象となる株主様 毎年2月末日現在の当社株主名簿に記載又は記録された1単元(100株)以上保有の株主様が対象となります。</p> <p>2. 株主優待制度の内容 対象となる株主様に対して、以下の株主優待ポイントを進呈いたします。 株主優待ポイントは、株主様専用Webサイト「ハピネス・アンド・ディ・プレミアム優待倶楽部」において、当社のオリジナル商品に加え、お米やブランド牛などのこだわりグルメ、スイーツや飲料類、銘酒、家電製品、選べる体験ギフトなど、5,000種類以上の商品からお好みの商品をお選びいただけます。また、他のプレミアム優待倶楽部導入企業の優待ポイントと合算可能な共通株主優待コイン『WILLsCoin』にも交換できます。</p> <p>< 株主優待ポイント表(1ポイント 1円) ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>優待ポイント数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株～199株</td> <td>2,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>200株～299株</td> <td>3,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>300株～399株</td> <td>5,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>400株～799株</td> <td>10,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>800株～899株</td> <td>20,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>900株～999株</td> <td>30,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>50,000ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>優待ポイントの繰越はできませんのでご注意ください。</p> <p>3. その他 当社株主様限定の特設ウェブサイト「ハピネス・アンド・ディ・プレミアム優待倶楽部」のサイト公開は2026年4月上旬を予定しております。 (https:// happiness-d.premium-yutaiclub.jp/)</p>	保有株式数	優待ポイント数)	100株～199株	2,000ポイント	200株～299株	3,000ポイント	300株～399株	5,000ポイント	400株～799株	10,000ポイント	800株～899株	20,000ポイント	900株～999株	30,000ポイント	1,000株以上	50,000ポイント
保有株式数	優待ポイント数)																
100株～199株	2,000ポイント																
200株～299株	3,000ポイント																
300株～399株	5,000ポイント																
400株～799株	10,000ポイント																
800株～899株	20,000ポイント																
900株～999株	30,000ポイント																
1,000株以上	50,000ポイント																

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第34期（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

2024年11月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年11月28日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第35期中間期（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

2025年4月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書を2024年12月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書を2025年4月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書を2025年5月22日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書を2025年6月19日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（会計監査人の異動）の規定に基づく臨時報告書を2025年10月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書を2025年10月15日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類並びに確認書

新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行に伴う有価証券届出書を2025年10月17日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第34期（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

2024年12月6日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年11月26日

株式会社ハピネス・アンド・ディ

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 真 紀 子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 島 学

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハピネス・アンド・ディの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハピネス・アンド・ディ及び連結子会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2022年8月期以降の急激な円安進行・物価高騰によりインポートブランド品の販売が落ち込み、不採算店舗の閉店も進めた結果、2023年8月期以降、継続して、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。</p> <p>経営者はこのような状況に対し、外部環境の変化を踏まえたグループ戦略に主眼を置いた、中期経営計画に基づくハピネス・アンド・ディの構造改革等に取り組んでいる。</p> <p>資金面においては、当連結会計年度末において、現金及び預金は689百万円となっている。</p> <p>今後の安定的な事業継続に必要な資金繰りを維持するため、経営者は取引金融機関に対して借入金の元本返済に係る条件変更の申し入れを行い、各金融機関の同意を得るとともに、すべての取引金融機関と継続して協議する協調体制を構築している。経営者は、メインバンクである株式会社千葉銀行を中心に取引金融機関と緊密な関係を維持しており、今後も継続的な支援が得られるものと考えている。</p> <p>経営者は、株式会社千葉銀行より新規借入を行い、注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、第三者割当による新株予約権及び無担保普通社債を発行している。</p> <p>経営者は、資金計画とその前提となる事業計画を評価した結果、当連結会計年度末日の翌日から1年間において十分な資金を確保することが可能であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。そのため、経営者は、連結財務諸表において継続企業の前提に関する重要な不確実性の注記を行っていない。</p> <p>継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価に使用された資金計画及びその基礎となる事業計画に係る経営者の対応策は、経営者による主観的な判断や不確実性を伴い、また、取引金融機関からの融資に関する協議の影響を受け、その影響は広範囲に及ぶ。</p> <p>以上から、当監査法人は当該事項が、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性を評価するために、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金計画の実行可能性について、その前提となった事業計画との整合性を検証した。 ・資金計画の前提となる事業計画について、以下のとおり検討した。 <ul style="list-style-type: none"> 取締役会議事録及び関連資料を閲覧した。 事業計画に含まれる収益改善の施策について経営者との討議を実施した。また、経営者に、当連結会計年度における実行状況を確認するとともに、2026年8月期以降の実行可能性を評価し、経営者の意思及び能力を評価した。 ・資金計画における融資の継続性に係る判断の合理性について、取引金融機関との協議状況を経営者に対して質問するとともに、経営者と取引金融機関との融資継続協議に係る議事録及び関連資料を閲覧し、今後の継続支援についての可能性を評価した。

株式会社ハピネス・アンド・ディの店舗固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ハピネス・アンド・ディは、当連結会計年度末において57店舗を日本全国に展開しており、大規模商業施設の商圈や市場環境の変化に対応した出店・退店戦略を展開している。当連結会計年度末における連結貸借対照表には株式会社ハピネス・アンド・ディの有形固定資産183,691千円、無形固定資産40,756千円（総資産の4.0%）が計上されている。また、当連結会計年度において21店舗の店舗固定資産について、減損損失218,207千円が計上されている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、会社は独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っている。減損の兆候が識別された店舗については、減損損失の認識の要否の判定のために、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっている。割引前将来キャッシュ・フローの総額が店舗固定資産の帳簿価額を下回ると判定された場合には、当該店舗固定資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>減損損失の認識の要否判定において使用する将来キャッシュ・フローの見積りには、各店舗の将来売上高や売上原価、人件費、賃料等の主要な仮定が含まれている。これらの主要な仮定は、今後の個人消費動向等の影響を受け、不確実性を伴うため、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は当該事項が、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、店舗固定資産の減損損失計上額の妥当性を評価するために、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損の兆候判定に関する決算資料における店舗別損益実績について、関連する資料との整合性を検討した。 ・減損の兆候が識別された店舗における将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存耐用年数と整合しているか検討した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りについて、当期販売実績及び来期以降の販売政策、過去の売上総利益率の推移等と比較して、合理的な見積りとなっているか検討した。 ・経営者等へ、経営戦略及び店舗戦略の動向に関するインタビューを実施し、将来キャッシュ・フローとの整合性を検討した。 ・将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスである店舗について、回収可能価額をゼロとして評価し、減損損失計上額が固定資産台帳と整合していることを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ハピネス・アンド・ディの2025年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ハピネス・アンド・ディが2025年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月26日

株式会社ハピネス・アンド・ディ

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 真 紀 子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 島 学

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハピネス・アンド・ディの2024年9月1日から2025年8月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハピネス・アンド・ディの2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての経営者による判断の妥当性の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

固定資産の減損

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社ハピネス・アンド・ディの店舗固定資産の減損）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。